

# 卷末資料

---

## 巻末資料

# 1 事業概要

### 1. 研究目的

各種相談機関等において、緊急に受入れが必要なケースは、対応に苦慮するものであるが、さらに複数課題を抱えた相談者の場合には、この困難が倍加することになる。まず、実際には、緊急に受け入れられる施設自体が極めて少ないことが理由として挙げられる。高齢や障害でも、ショートステイは通常からほぼ満床に近く、また、受入れ実績のない人は、緊急での受入れは断られるケースが極めて多い。生活困窮者自立支援法における一時生活支援においても、例えば、認知症や精神の障害を持っている人は拒否されることも珍しくない。また、複合課題のケースともなると、どこの部署が担当すべきか、どの制度をもって救済するのが適切なのか、場合によっては、制度のはざまのようなこともあり、対応自体を定めるのに時間がかかることになる。

これらのことから、急性期対応が求められるケースにおいては、いつでも誰でも受け入れることが可能な、医療における救急病院の福祉版のような「断らない」という機能が求められ、その必要性が各地で急激に高まっている。

特に、今般の社会福祉法の改正により総合相談窓口（体制）等を整備・推進していくなかでは、制度のはざまや複合課題に対する対応が必要不可欠であり、こうした緊急一時支援機能の整備はますます重要性を増すものと考えられる。

そこで、先駆的に取り組む緊急一時支援機能を備えた短期入所生活支援施設等を調査し、①利用実態、②支援施設の機能、③既存の各制度・施策の活用と改善等の提案、④多機関連携による対応状況、⑤立地する地域との連携・協働を明らかにするとともにあるべき姿を提言し、今後の関係する制度改正・施策の参考に資するものとした。

### 2. 研究委員会の設置・開催

本研究事業実施にあたり、本件テーマに知見を持つ学識経験者、支援現場実践者、行政職員等を中心とした研究委員会を設置した。また、本研究委員会の下に、報告書作成に關する作業部会を設置した。作業部会は、一部委員と委員長の推薦のあったメンバー等で構成し、事務局とともに、細部の報告書作成を担った。

## ○委員構成

- 委員長：高橋 誠一 東北福祉大学総合マネジメント学部教授  
副委員長：渋谷 篤男 日本社会事業大学専門職大学院客員教授  
大関 裕史 仙台市青葉区障害高齢課課長  
松本 拓馬 我孫子市健康福祉部社会福祉課主任相談支援員  
滝脇 憲 自立支援センターふるさとの会常務理事  
上村加代子 にしはらたんぽぽハウス代表  
池田 昌弘 全国コミュニティライフサポートセンター理事長  
〈オブザーバー〉  
石井 義恭 厚生労働省社会援護局地域福祉課課長補佐  
玉置 隼人 厚生労働省社会援護局地域福祉課専門官

## ○開催日程

### 【委員会】

#### ■ 第1回委員会

開催日：2019年8月1日(木)

会場：貸会議室プラザ八重洲北口(東京都中央区)

参加者：委員長・委員7人、オブザーバー2人、事務局1人

議事：研究事業概要説明

委員報告(ふるさとの会・滝脇委員)

事務局報告(CLC「ひなたぼっこ」)

自治体アンケート調査について 他

#### ■ 第2回委員会

開催日：2019年9月26日(木)

会場：貸会議室プラザ八重洲北口(東京都中央区)

参加者：委員長・委員5人、ゲスト委員1人、オブザーバー1人、事務局2人

議事：ゲスト委員報告(みんなでいきる・金子事業部長)

委員報告(我孫子市・松本委員、にしはらたんぽぽハウス・上村委員)

アンケート調査現状報告 他

#### ■ 第3回委員会

開催日：2019年10月31日(木)

会場：貸会議室プラザ八重洲北口(東京都中央区)

参加者：委員長・委員6人、ゲスト委員1人、オブザーバー2人、事務局1人

議事：自治体アンケート調査中間報告

ゲスト委員報告(ロザリオの聖母会・英所長「Kハウス」) 他

#### ■ 第4回委員会

開催日：2019年12月6日（金）

会 場：貸会議室プラザ八重洲北口（東京都中央区）

参加者：委員長・委員6人、オブザーバー1人、事務局1人

議 事：自治体アンケート調査報告及び意見交換

ヒアリング対象事例選定

ヒアリング内容決定 他

#### ■ 第5回委員会

開催日：2020年1月22日（水）

会 場：貸会議室プラザ八重洲北口（東京都中央区）

参加者：委員長・委員6人、オブザーバー1人、事務局4人

議 事：緊急一時支援実践団体ヒアリング報告

緊急一時支援に関する論点・意見交換 他

#### ■ 第6回委員会

開催日：2020年2月17日（月）

会 場：ひなたぼっこ（宮城県仙台市）

参加者：委員長・委員6人、オブザーバー1人、事務局3人

議 事：「ひなたぼっこ」視察

緊急一時支援実践団体ヒアリング報告

研究事業報告書構成案について 他

#### ■ 第7回委員会

開催日：2020年3月9日（月）

会 場：貸会議室プラザ八重洲北口（東京都中央区）

参加者：委員長・委員6人、オブザーバー2人、事務局4人

議 事：報告書について意見交換 他

#### 【作業部会】

第1回作業部会	2020年1月13日（月・祝）	於：貸会議室プラザ八重洲北口
第2回作業部会	2020年2月11日（火・祝）	於：ひなたぼっこ
第3回作業部会	2020年2月29日（土）	於：全国コミュニティライフサポート センター事務所
第4回作業部会	2020年3月5日（木）	於：貸会議室プラザ八重洲北口

〈研究委員会の様子〉



### 3. 自治体アンケート調査

全国の都道府県・指定都市・中核市・特別区及び、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）実施自治体に対し、緊急一時支援に関する現在のニーズ、対応等と、緊急受入れを実施している施設に関するアンケート調査を行った。

#### （1）調査対象

全国の都道府県（47）・指定都市（20）・中核市（58）・特別区（23）及び、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）実施自治体（208）計重複を除いた318箇所の福祉系主管部署（福祉総務部署等）に送付

#### （2）調査方法

郵送アンケート調査（全国の都道府県・指定都市・中核市・特別区）

メールアンケート調査（モデル事業実施自治体） 返信はFAX・郵送・メール併用

#### （3）調査時期

2019年10月～11月

#### （4）回収数

総回答数189 回収率：59.4%

#### （5）調査項目

- ・属性を問わない緊急一時受入れ可能な施設の必要性の有無

- ・緊急受入れが必要とされるケースの頻度
- ・実際に緊急で受入れ可能な施設の有無とその施設・活動団体名称
- ・受入れ可能な施設から断られる理由とその後の対応
- ・総合相談体制(窓口)の構築の有無

#### 4. 緊急一時支援施設への訪問ヒアリング調査

上記の都道府県等アンケート調査や、事務局での文献調査、研究委員会での推薦等より、ピックアップした事例の中から、調査対象事例を抽出し、ヒアリング調査を実施した。

##### (1) 調査対象

全国の緊急一時支援を実施している施設・団体

##### (2) 調査方法

訪問ヒアリング調査

##### (3) 調査時期

2019年11月～2020年2月

##### (4) 訪問数

9箇所【北海道、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、香川県、高知県、沖縄県(2箇所)】

##### (5) 調査項目

- ・属性項目(施設名とその種別、施設従事者人数、対象者と受入れ可能人数等)
- ・支援の詳細(支援提供内容、支援期間、支援の出口や退所先、連携機関等)
- ・その他(運営財源、事業のニーズや課題等)
- ・運営団体の属性(団体名、法人種別、実施事業の概要、行政に対する要望等)

#### 5. 研究報告書の作成

上記の調査や研究委員会での議論や先駆的事例を基にして、現状の緊急一時支援の取組みと全分野への対応の現状をまとめ、報告書を作成した。作成した報告書は、全国の都道府県、市町村、社会福祉協議会へ送付するとともに、報告書ファイルをPDF化し、ホームページにアップロードした。

## 卷末資料

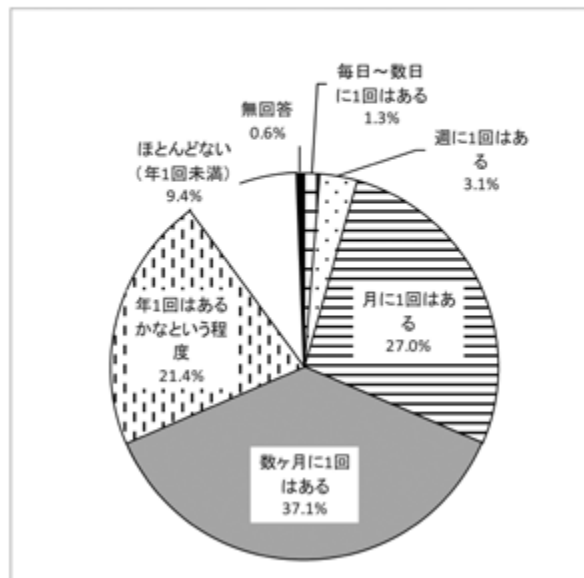
## 2 アンケート調査結果

## 【回収状況】

- |        |   |                                    |       |
|--------|---|------------------------------------|-------|
| ○ 調査期間 | 10/4開始<br>11/6回収〆切                      | (メール調査は、10/9開始)<br>(実際には、11/28迄回収) |       |
| ○ 調査方法 | 郵送及びメール調査、回収にはFAXも併用                    |                                    |       |
| ○ 回収率  |   |                                    |       |
| ● 都道府県 | 28都道府県 (但し、1件「該当情報なし」と回答)               |                                    | 59.6% |
| ● 市町村  | 159市区町村<br>※政令指定都市、中核市、特別区、モデル事業実施市町村合算 | (対象271市区町村)                        | 58.7% |

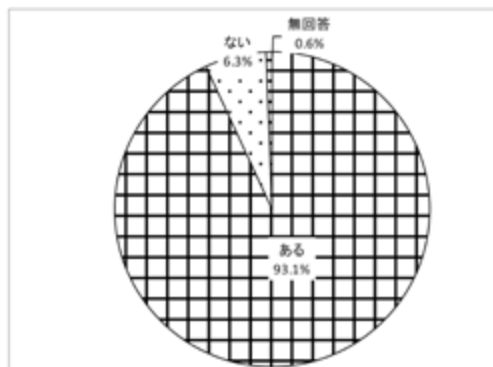
問1. 貴市区町村において、高齢福祉分野で、緊急受入れが必要なケースは、どのくらいの頻度で発生していますか。課題の内容は問いません。...( S A )

No.	カテゴリー名	n	%
1	毎日～数日に1回はある	2	1.3
2	週に1回はある	5	3.1
3	月に1回はある	43	27.0
4	数ヶ月に1回はある	59	37.1
5	年1回はあるかなという程度	34	21.4
6	ほとんどない (年1回未満)	15	9.4
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0



問2. 貴市区町村内で、高齢者支援において、緊急に受入れが必要な人が出た場合、それを受け入れ可能な施設はありますか。公営民営は問いません。...( S A )

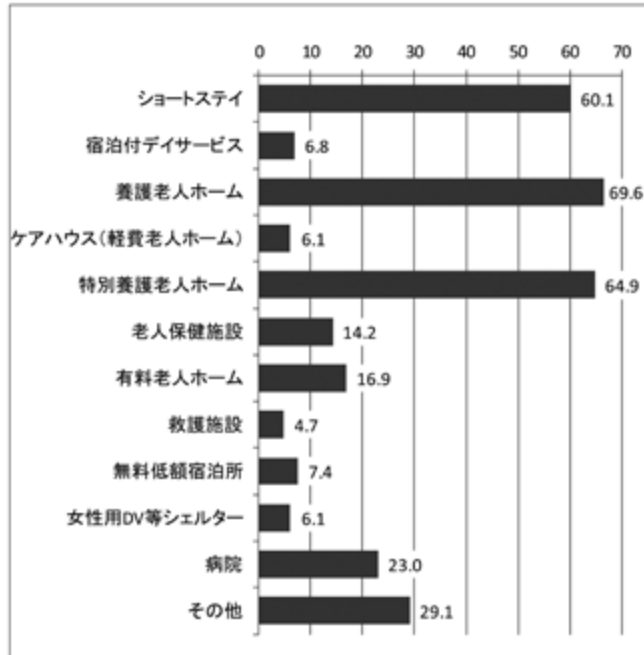
No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	148	93.1
2	ない	10	6.3
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0





問2-附問1. それは、どのような施設になりますか。...(MA)

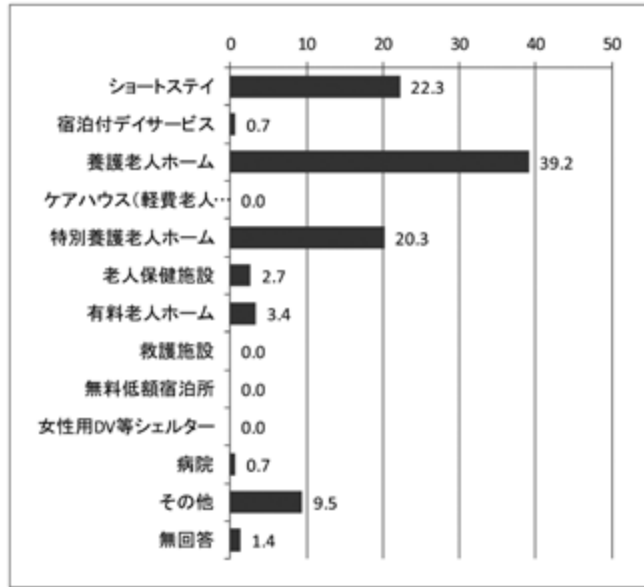
No.	カテゴリー名	n	%
1	ショートステイ	89	60.1
2	宿泊付デイサービス	10	6.8
3	介護老人ホーム	103	69.6
4	ケアハウス(軽費老人ホーム)	9	6.1
5	特別介護老人ホーム	96	64.9
6	老人保健施設	21	14.2
7	有料老人ホーム	25	16.9
8	救護施設	7	4.7
9	無料低額宿泊所	11	7.4
10	女性用DV等シェルター	9	6.1
11	病院	34	23.0
12	その他	43	29.1
	無回答	0	0.0
	非該当	11	
	全体	148	100.0
累計(n)		457	
累計(%)			308.8



その他：「小規模多機能」10、「生活支援ハウス・生活福祉センター」8、「グループホーム」6、サービス付高齢者住宅2、宅老所2 ほか

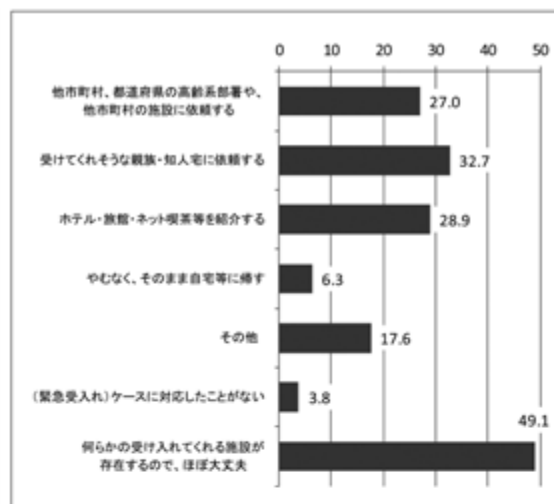
問2-附問2. 附問1で挙げていただいた施設のうち、実際に、もっとも多く依頼する施設はどれですか。ひとつだけ、あてはまる番号を回答ください。...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ショートステイ	33	22.3
2	宿泊付デイサービス	1	0.7
3	介護老人ホーム	58	39.2
4	ケアハウス(軽費老人ホーム)	0	0.0
5	特別介護老人ホーム	30	20.3
6	老人保健施設	4	2.7
7	有料老人ホーム	5	3.4
8	救護施設	0	0.0
9	無料低額宿泊所	0	0.0
10	女性用DV等シェルター	0	0.0
11	病院	1	0.7
12	その他	14	9.5
	無回答	2	1.4
	非該当	11	
	全体	148	100.0



問3. 高齢者支援で、緊急受入れが必要な人が出たが、受入れ可能な施設から断られた場合、もしくは、もともと緊急受入れ可能な施設がない場合、どのような対応を取っていますか。...(MA)

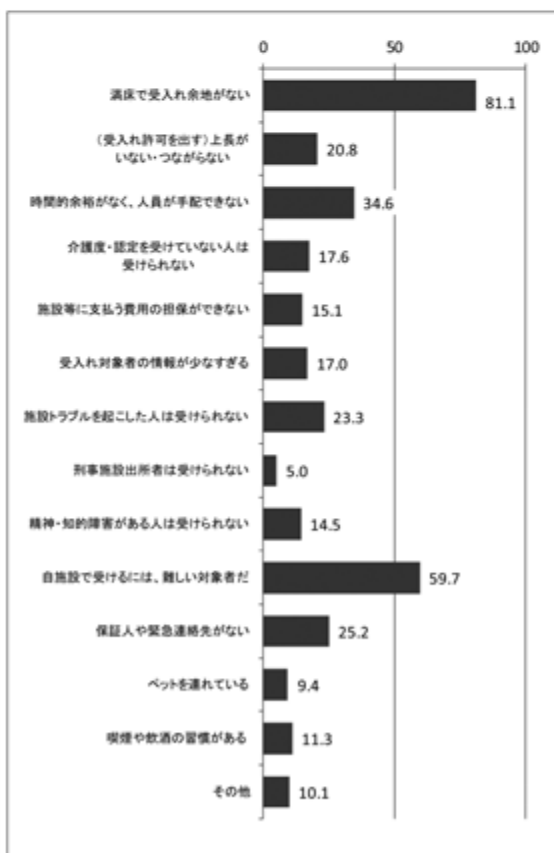
No.	カテゴリ名	n	%
1	他市町村、都道府県の高齢系部署や、他市町村の施設に依頼する	43	27.0
2	受けてくれそうな親族・知人宅に依頼する	52	32.7
3	ホテル・旅館・ネット喫茶等を紹介する	46	28.9
4	やむなく、そのまま自宅等に帰す	10	6.3
5	その他	28	17.6
6	(緊急受入れ) ケースに対応したことがない	6	3.8
7	何らかの受け入れてくれる施設が存在するので、ほぼ大丈夫	78	49.1
	無回答	2	1.3
	全体	159	100.0
	累計 (n)	265	累計 (%)
			166.7



その他: 「見つかるまで探す」8、「受入れ不可の事例がない」4、「医療機関に相談する」4 ほか

問4. (高齢者支援で)緊急受入れが必要な事例で、受入れ可能性がある施設から断られる場合、理由として挙げられるものを教えてください。...(MA)

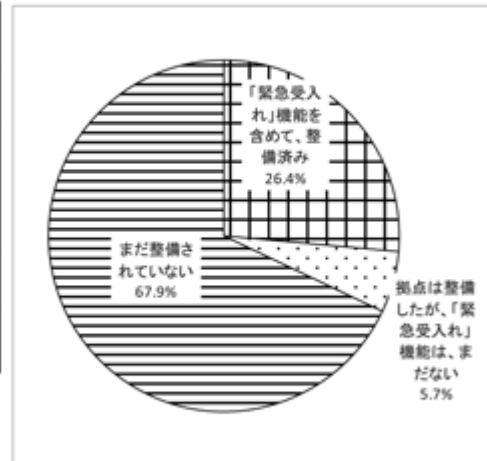
No.	カテゴリ名	n	%
1	満床で受入れ余地がない	129	81.1
2	(受入れ許可を出す) 上長がいない・つながらない	33	20.8
3	時間的余裕がなく、人員が手配できない	55	34.6
4	介護度・認定を受けていない人は受けられない	28	17.6
5	施設等に支払う費用の担保ができない	24	15.1
6	受入れ対象者の情報が少なすぎる	27	17.0
7	施設トラブルを起こした人は受けられない	37	23.3
8	刑事施設出所者は受けられない	8	5.0
9	精神・知的障害がある人は受けられない	23	14.5
10	自施設で受けるには、難しい対象者だ	95	59.7
11	保証人や緊急連絡先がない	40	25.2
12	ペットを連れてくる	15	9.4
13	喫煙や飲酒の習慣がある	18	11.3
14	その他	16	10.1
	無回答	8	5.0
	全体	159	100.0
	累計 (n)	556	累計 (%)
			349.7



その他: 「健康状態や病状が問題になる」6、診断書を求められる2 ほか

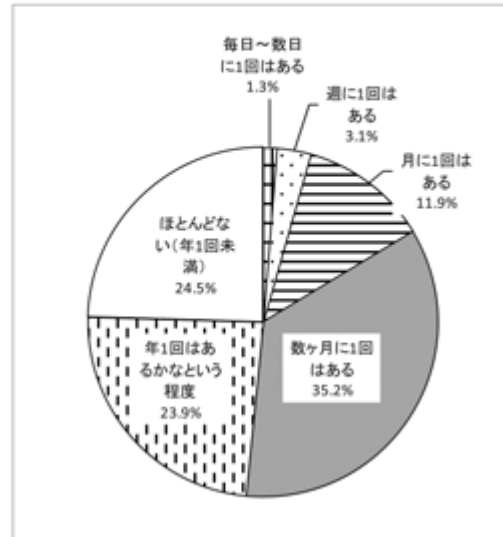
問5. 貴市区町村において、(障害)地域生活支援拠点等は、「緊急受入れ・対応」機能を含めて、整備されていますか。広域での整備の場合も、同様にご回答ください。...(S A)

No.	カテゴリ名	n	%
1	「緊急受入れ」機能を含めて、整備済み	42	26.4
2	拠点は整備したが、「緊急受入れ」機能は、まだない	9	5.7
3	まだ整備されていない	108	67.9
	無回答	0	0.0
	全体	159	100.0



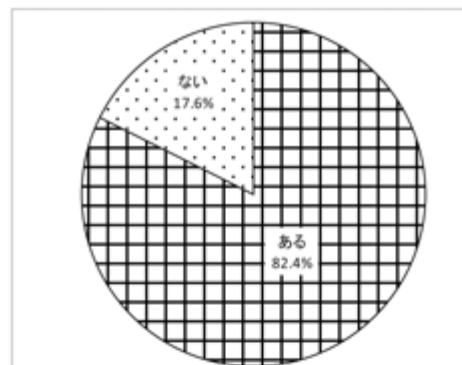
問6. 貴市区町村において、障害者支援で、緊急受入れが必要なケースは、どのくらいの頻度で発生していますか。課題の内容は問いません。...(S A)

No.	カテゴリ名	n	%
1	毎日～数日に1回はある	2	1.3
2	週に1回はある	5	3.1
3	月に1回はある	19	11.9
4	数ヶ月に1回はある	56	35.2
5	年1回はあるかなという程度	38	23.9
6	ほとんどない(年1回未満)	39	24.5
	無回答	0	0.0
	全体	159	100.0



問7. 貴市区町村内で、障害者支援において、緊急に受入れが必要な人が出た場合、それを受け入れ可能な施設はありますか。公営民営は問いません。...(SA)

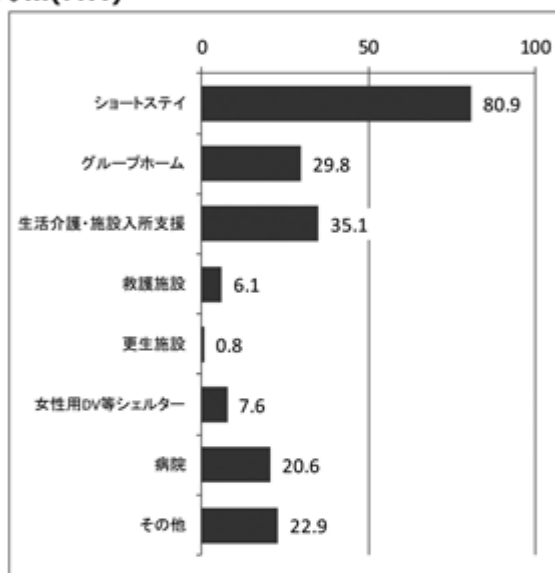
No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	131	82.4
2	ない	28	17.6
	無回答	0	0.0
	全体	159	100.0



問7-附問1. それは、どのような施設になりますか。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ショートステイ	106	80.9
2	グループホーム	39	29.8
3	生活介護・施設入所支援	46	35.1
4	救護施設	8	6.1
5	更生施設	1	0.8
6	女性用DV等シェルター	10	7.6
7	病院	27	20.6
8	その他	30	22.9
	無回答	0	0.0
	非該当	28	
	全体	131	100.0

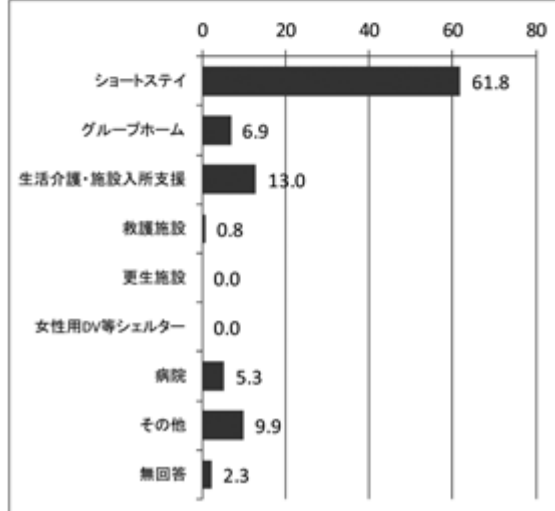
累計 (n)	累計 (%)
267	203.8



その他：「緊急一時保護施設」4、「保護施設」3、「自立訓練・自立支援ホーム」3 ほか

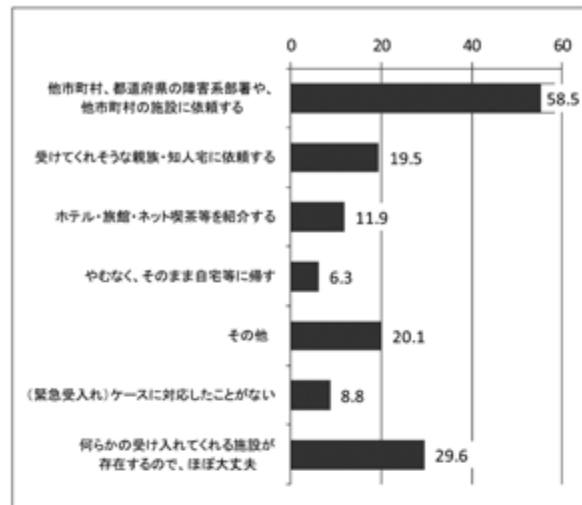
問7-附問2. 附問1で挙げていただいた施設のうち、実際に、もっとも多く依頼する施設はどれですか。ひとつだけ、あてはまる番号を回答ください。...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ショートステイ	81	61.8
2	グループホーム	9	6.9
3	生活介護・施設入所支援	17	13.0
4	救護施設	1	0.8
5	更生施設	0	0.0
6	女性用DV等シェルター	0	0.0
7	病院	7	5.3
8	その他	13	9.9
	無回答	3	2.3
	非該当	28	
	全体	131	100.0



問8. 障害者支援で、緊急受入れが必要な人が出たが、受入れ可能な施設から断られた場合、もしくは、もともと緊急受入れ可能な施設がない場合、どのような対応を取っていますか。...(MA)

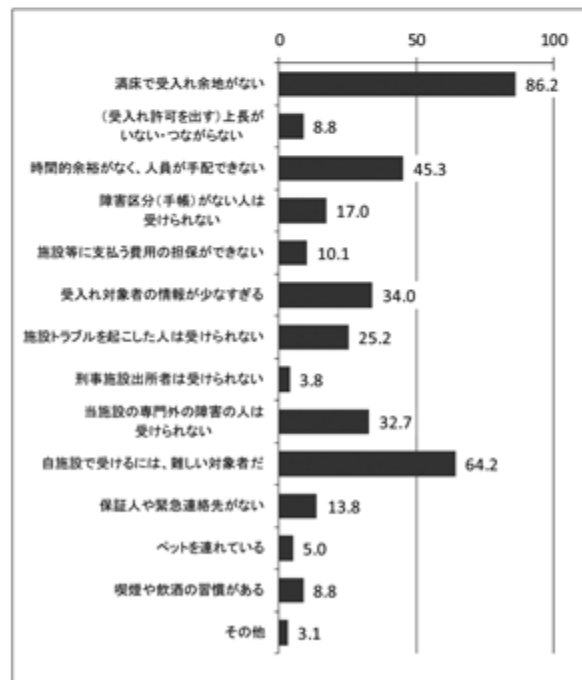
No.	カテゴリー名	n	%
1	他市町村、都道府県の障害系部署や、他市町村の施設に依頼する	93	58.5
2	受けてくれそうな親族・知人宅に依頼する	31	19.5
3	ホテル・旅館・ネット喫茶等を紹介する	19	11.9
4	やむなく、そのまま自宅等に帰す	10	6.3
5	その他	32	20.1
6	(緊急受入れ) ケースに対応したことがない	14	8.8
7	何らかの受け入れてくれる施設が存在するので、ほぼ大丈夫	47	29.6
	無回答	0	0.0
	全体	159	100.0
		累計 (n)	累計 (%)
		246	154.7



その他：「病院での受入れを依頼」7、「障害者施設に依頼」5、「緊急受入れ対応可能な施設に依頼」5 ほか

問9. (障害者支援で) 緊急受入れが必要な事例で、受入れ可能性がある施設から断られる場合、理由として挙げられるものを教えてください。...(MA)

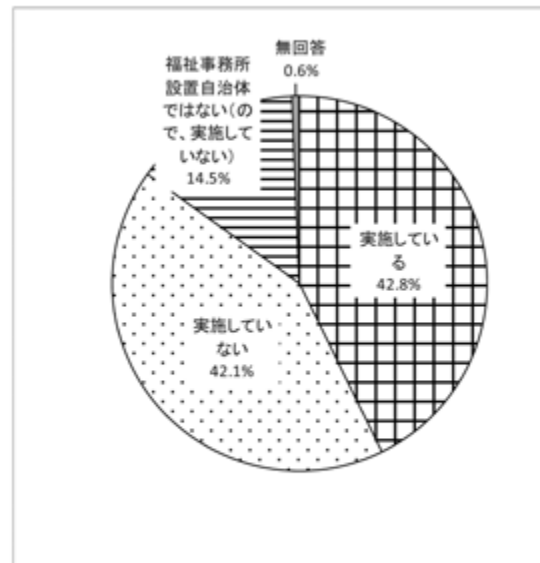
No.	カテゴリー名	n	%
1	満床で受入れ余地がない	137	86.2
2	(受入れ許可を出す) 上長がいない・つながらない	14	8.8
3	時間的余裕がなく、人員が手配できない	72	45.3
4	障害区分(手帳)がない人は受けられない	27	17.0
5	施設等に支払う費用の担保ができない	16	10.1
6	受入れ対象者の情報が少なすぎる	54	34.0
7	施設トラブルを起こした人は受けられない	40	25.2
8	刑事施設出所者は受けられない	6	3.8
9	当施設の専門外の障害の人は受けられない	52	32.7
10	自施設で受けるには、難しい対象者だ	102	64.2
11	保証人や緊急連絡先がない	22	13.8
12	ペットを連れてくる	8	5.0
13	喫煙や飲酒の習慣がある	14	8.8
14	その他	5	3.1
	無回答	5	3.1
	全体	159	100.0
		累計 (n)	累計 (%)
		574	361.0



その他：「感染症などのリスク」2 ほか

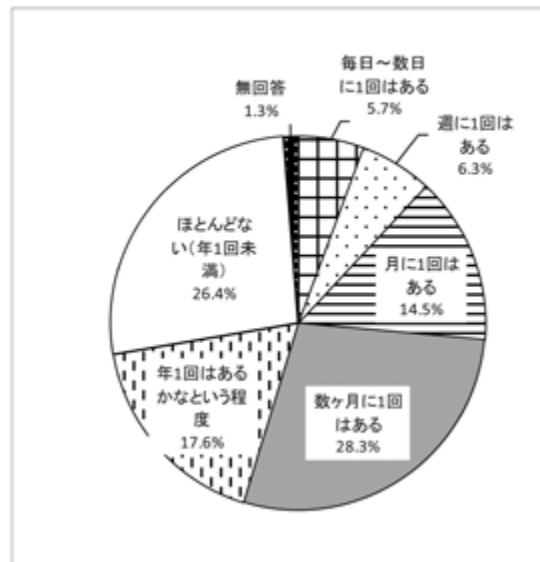
問10. 貴市区町村において、生活困窮者自立支援法での「一時生活支援事業」は実施されていますか。...(S A)

No.	カテゴリ名	n	%
1	実施している	68	42.8
2	実施していない	67	42.1
3	福祉事務所設置自治体ではない(ので、実施していない)	23	14.5
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0



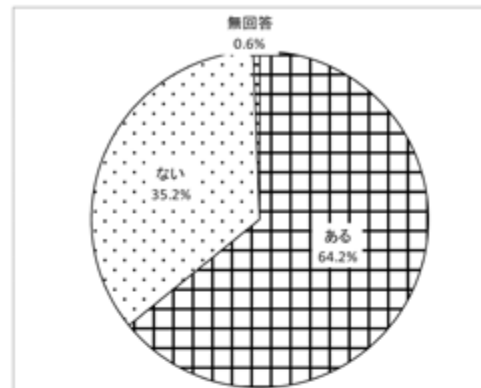
問11. 貴市区町村において、生活困窮者支援で、緊急受入れが必要なケースは、どのくらいの頻度で発生していますか。課題の内容は問いません。...(S A)

No.	カテゴリ名	n	%
1	毎日～数日に1回はある	9	5.7
2	週に1回はある	10	6.3
3	月に1回はある	23	14.5
4	数ヶ月に1回はある	45	28.3
5	年1回はあるかなという程度	28	17.6
6	ほとんどない(年1回未満)	42	26.4
	無回答	2	1.3
	全体	159	100.0



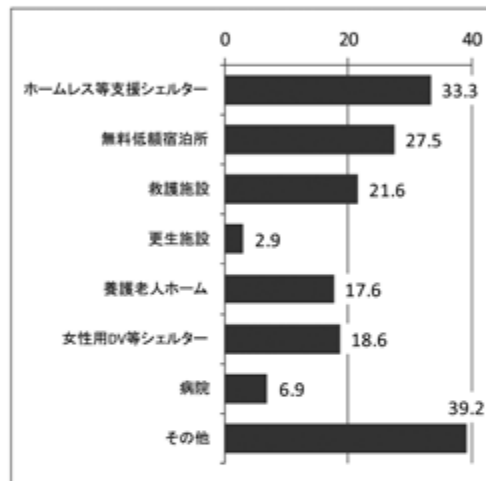
問12. 貴市区町村内で、生活困窮者支援において、緊急に受け入れが必要な人が出た場合、それを受け入れ可能な施設はありますか。公営民営は問いません。...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	102	64.2
2	ない	56	35.2
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0



問12-附問1. それは、どのような施設になりますか...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ホームレス等支援シェルター	34	33.3
2	無料低額宿泊所	28	27.5
3	救護施設	22	21.6
4	更生施設	3	2.9
5	養護老人ホーム	18	17.6
6	女性用DV等シェルター	19	18.6
7	病院	7	6.9
8	その他	40	39.2
	無回答	0	0.0
	非該当	57	
	全体	102	100.0

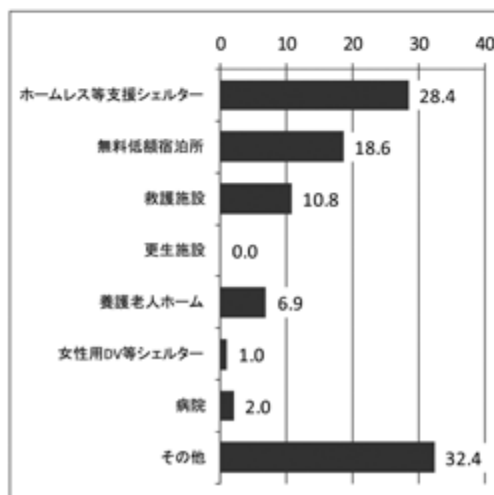


累計 (n)	累計 (%)
171	167.6

その他：「生活一時支援事業（施設）」7、「ホテル・旅館」7、「民間の宿泊所」5 ほか

問12-附問2. 附問1で挙げていただいた施設のうち、実際に、もっとも多く依頼する施設はどれですか。ひとつだけ、あてはまる番号を回答ください。...(SA)

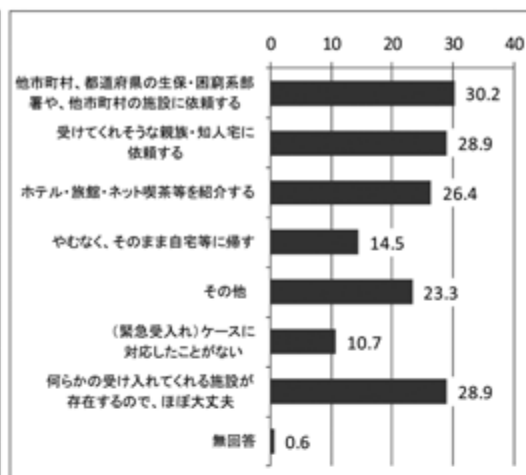
No.	カテゴリー名	n	%
1	ホームレス等支援シェルター	29	28.4
2	無料低額宿泊所	19	18.6
3	救護施設	11	10.8
4	更生施設	0	0.0
5	養護老人ホーム	7	6.9
6	女性用DV等シェルター	1	1.0
7	病院	2	2.0
8	その他	33	32.4
	無回答	0	0.0
	非該当	57	
	全体	102	100.0



問13. 生活困窮者支援で、緊急受入れが必要な人が出たが、受入れ可能施設から断られた場合、もしくは、もともと緊急受入れ可能な施設がない場合、どのような対応を取っていますか。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	系部署や、他市町村の施設に依頼する	48	30.2
2	受けてくれそうな親族・知人宅に依頼する	46	28.9
3	ホテル・旅館・ネット喫茶等を紹介する	42	26.4
4	やむなく、そのまま自宅等に帰す	23	14.5
5	その他	37	23.3
6	(緊急受入れ) ケースに対応したことがない	17	10.7
7	何らかの受け入れてくれる施設が存在するので、ほぼ大丈夫	46	28.9
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0

累計 (n)	累計 (%)
260	163.5

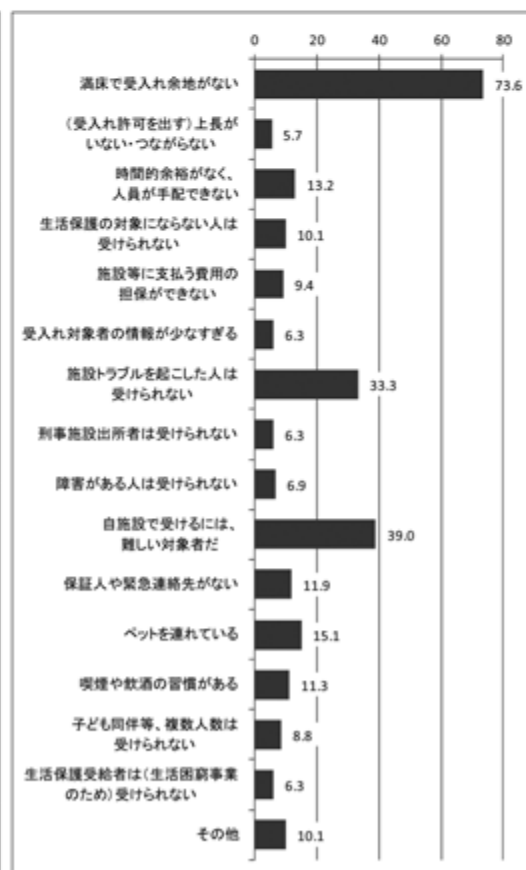


その他：「生活保護部署につなぐ（申請する）」7、「住み込み（寮）つき就労を紹介」6、「住居申請を手伝う」5 ほか

問14. (生活困窮者支援で) 緊急受入れが必要な事例で、受入れ可能性がある施設から断られる場合、理由として挙げられるものを教えてください。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	満床で受入れ余地がない	117	73.6
2	(受入れ許可を出す) 上長がいらない・つながらない	9	5.7
3	時間的余裕がなく、人員が手配できない	21	13.2
4	生活保護の対象にならない人は受けられない	16	10.1
5	施設等に支払う費用の担保ができない	15	9.4
6	受入れ対象者の情報が少なすぎる	10	6.3
7	施設トラブルを起こした人は受けられない	53	33.3
8	刑事施設出所者は受けられない	10	6.3
9	障害がある人は受けられない	11	6.9
10	自施設で受けるには、難しい対象者だ	62	39.0
11	保証人や緊急連絡先がない	19	11.9
12	ペットを連れてくる	24	15.1
13	喫煙や飲酒の習慣がある	18	11.3
14	子ども同伴等、複数人数は受けられない	14	8.8
15	生活保護受給者は(生活困窮事業のため)受けられない	10	6.3
16	その他	16	10.1
	無回答	18	11.3
	全体	159	100.0

累計 (n)	累計 (%)
443	278.6

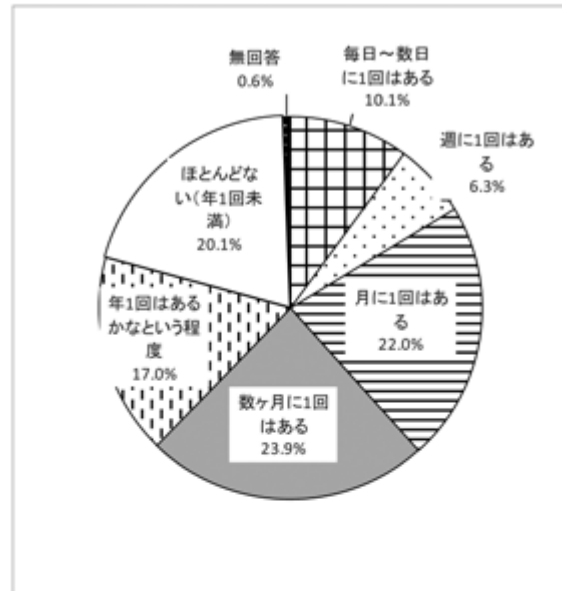


その他：「介護等が必要」2、「就労不可の方」2 ほか



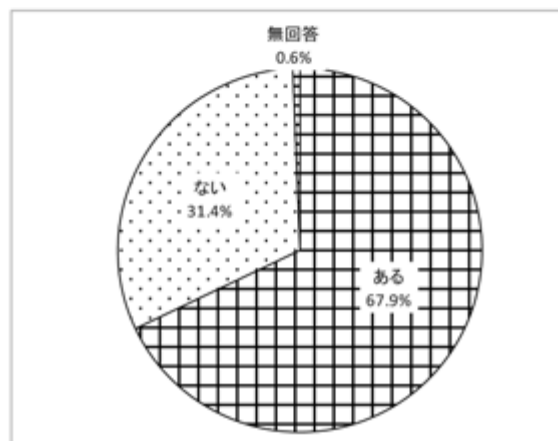
問15. 貴市区町村において、生活保護支援で、緊急受入れが必要なケースは、どのくらいの頻度で発生していますか。課題の内容は問いません。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	毎日～数日に1回はある	16	10.1
2	週に1回はある	10	6.3
3	月に1回はある	35	22.0
4	数ヶ月に1回はある	38	23.9
5	年1回はあるかなという程度	27	17.0
6	ほとんどない(年1回未満)	32	20.1
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0



問16. 貴市区町村内で、生活保護支援において、緊急に受入れが必要な人が出た場合、それを受け入れ可能な施設はありますか。公営民営は問いません。...(S A)

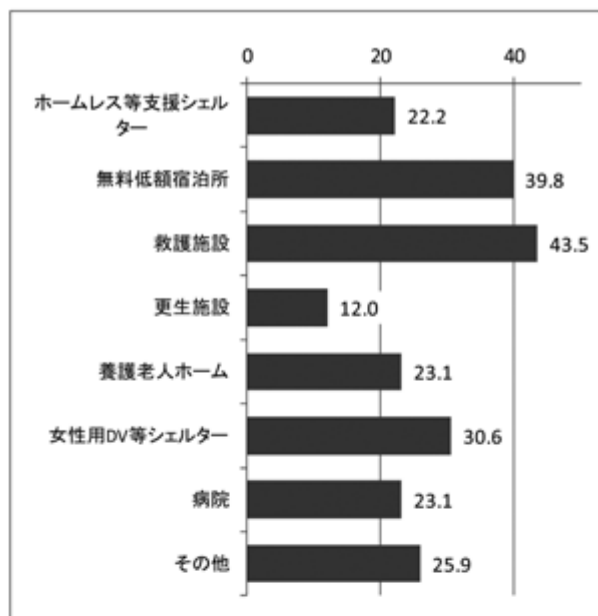
No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	108	67.9
2	ない	50	31.4
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0



問16-附問1. それは、どのような施設になりますか...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ホームレス等支援シェルター	24	22.2
2	無料低額宿泊所	43	39.8
3	救護施設	47	43.5
4	更生施設	13	12.0
5	養護老人ホーム	25	23.1
6	女性用DV等シェルター	33	30.6
7	病院	25	23.1
8	その他	28	25.9
	無回答	0	0.0
	非該当	51	
	全体	108	100.0

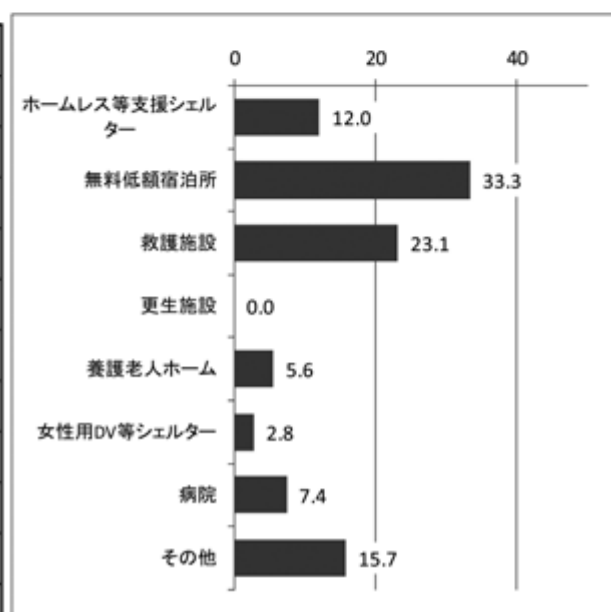
累計 (n)	累計 (%)
238	220.4



その他：「(民営・公営)住宅」6、「旅館・ホテル」3、「(旅館・ホテル以外の)宿泊提供施設」3 ほか

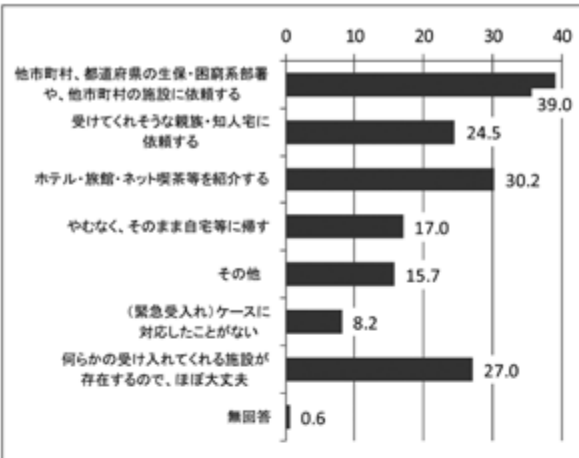
問16-附問2. 附問1で挙げていただいた施設のうち、実際に、もっとも多く依頼する施設はどれですか。ひとつだけ、あてはまる番号を回答ください...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ホームレス等支援シェルター	13	12.0
2	無料低額宿泊所	36	33.3
3	救護施設	25	23.1
4	更生施設	0	0.0
5	養護老人ホーム	6	5.6
6	女性用DV等シェルター	3	2.8
7	病院	8	7.4
8	その他	17	15.7
	無回答	0	0.0
	非該当	51	
	全体	108	100.0



**問17. 生活保護支援で、緊急受入れが必要な人が出たが、受入れ可能な施設から断られた場合、もしくは、もともと緊急受入れ可能な施設がない場合、どのような対応を取っていますか。...(MA)**

No.	カテゴリー名	n	%
1	他市町村、都道府県の生保・困窮系部署や、他市町村の施設に依頼する	62	39.0
2	受けてくれそうな親族・知人宅に依頼する	39	24.5
3	ホテル・旅館・ネット喫茶等を紹介する	48	30.2
4	やむなく、そのまま自宅等に帰す	27	17.0
5	その他	25	15.7
6	(緊急受入れ) ケースに対応したことがない	13	8.2
7	何らかの受け入れてくれる施設が存在するので、ほぼ大丈夫	43	27.0
	無回答	1	0.6
	全体	159	100.0

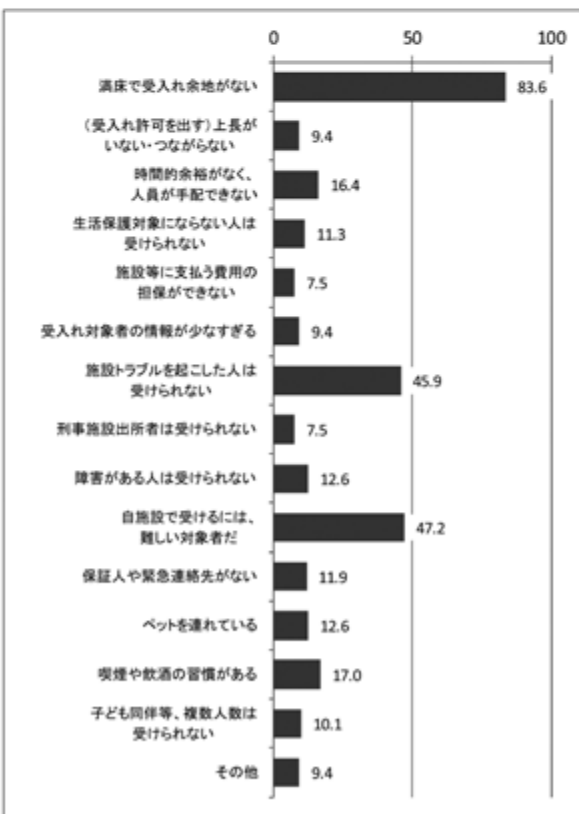


累計 (n)	累計 (%)
258	162.3

その他：「(公営・民営を問わず) 住居をさがす」5、「不動産会社を紹介する」4 ほかに

**問18. (生活保護支援で) 緊急受入れが必要な事例で、受入れ可能性のある施設から断られる場合、理由として挙げられるものを教えてください。...(MA)**

No.	カテゴリー名	n	%
1	満床で受入れ余地がない	133	83.6
2	(受入れ許可を出す) 上長がいない・つながらない	15	9.4
3	時間的余裕がなく、人員が手配できない	26	16.4
4	生活保護対象にならない人は受けられない	18	11.3
5	施設等に支払う費用の担保ができない	12	7.5
6	受入れ対象者の情報が少なすぎる	15	9.4
7	施設トラブルを起こした人は受けられない	73	45.9
8	刑事施設出所者は受けられない	12	7.5
9	障害がある人は受けられない	20	12.6
10	自施設で受けるには、難しい対象者だ	75	47.2
11	保証人や緊急連絡先がない	19	11.9
12	ペットを連れてくる	20	12.6
13	喫煙や飲酒の習慣がある	27	17.0
14	子ども同伴等、複数人数は受けられない	16	10.1
15	その他	15	9.4
	無回答	8	5.0
	全体	159	100.0

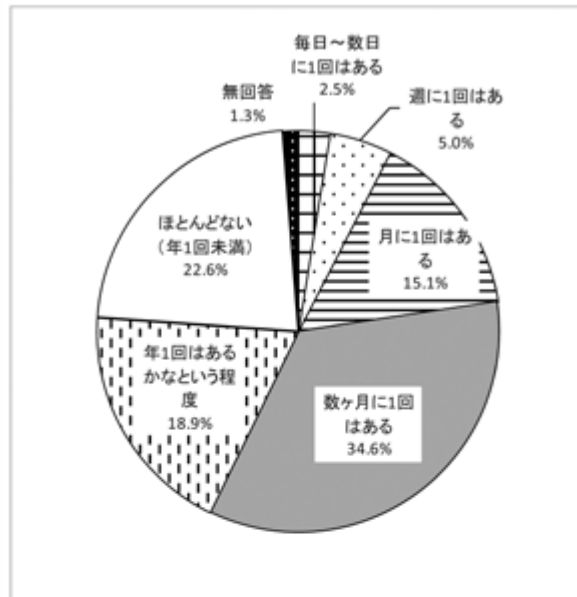


累計 (n)	累計 (%)
504	317.0

その他：「断られたことがない」5、「持病がある人や感染症の疑い」4、「問題行動をおこす」3 ほかに

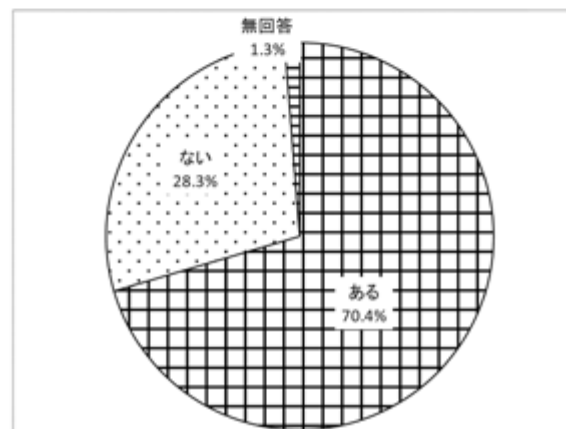
問19. 貴市区町村において、女性支援で、緊急受入れが必要なケースは、どのくらいの頻度で発生していますか。課題の内容は問いません。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	毎日～数日に1回はある	4	2.5
2	週に1回はある	8	5.0
3	月に1回はある	24	15.1
4	数ヶ月に1回はある	55	34.6
5	年1回はあるかなという程度	30	18.9
6	ほとんどない(年1回未満)	36	22.6
	無回答	2	1.3
	全体	159	100.0



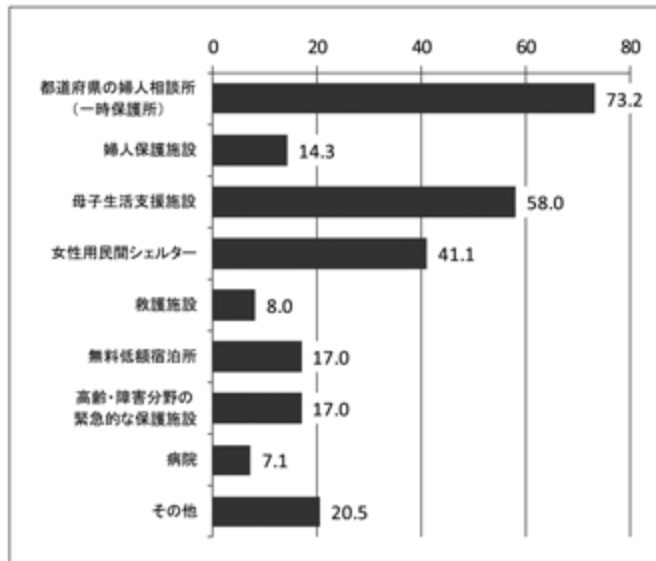
問20. 貴市区町村内で、女性支援において、緊急に受入れが必要な人が出た場合、それを受け入れ可能な施設はありますか。公営民営は問いません。...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	112	70.4
2	ない	45	28.3
	無回答	2	1.3
	全体	159	100.0



問20-附問1. それは、どのような施設になりますか。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県の婦人相談所 (一時保護所)	82	73.2
2	婦人保護施設	16	14.3
3	母子生活支援施設	65	58.0
4	女性用民間シェルター	46	41.1
5	救護施設	9	8.0
6	無料低額宿泊所	19	17.0
7	高齢・障害分野の 緊急的な保護施設	19	17.0
8	病院	8	7.1
9	その他	23	20.5
	無回答	0	0.0
	非該当	47	
	全体	112	100.0

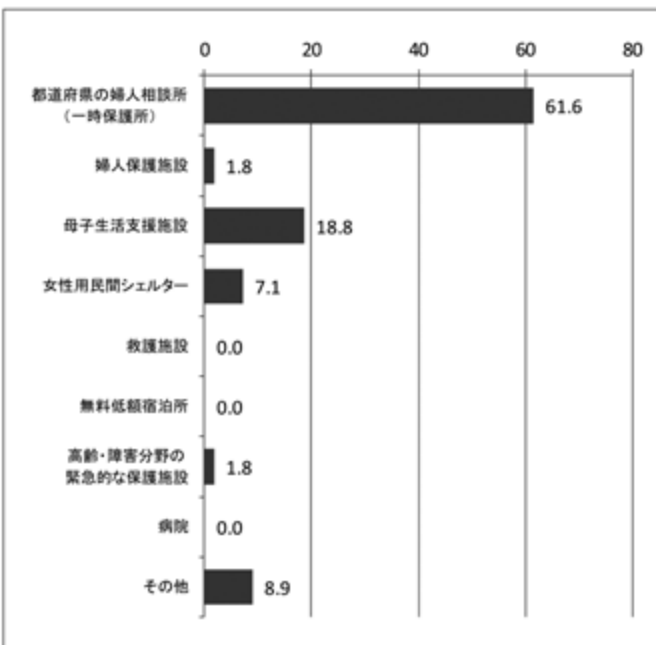


累計 (n)	累計 (%)
287	256.3

その他：「一時生活支援事業（施設）」4、「ホテル」3、「（ホテル以外の）宿泊提供施設」4 ほか

問20-附問2. 附問1で挙げただいた施設のうち、実際に、もっとも多く依頼する施設はどれですか。ひとつだけ、あてはまる番号を回答ください。...(SA)

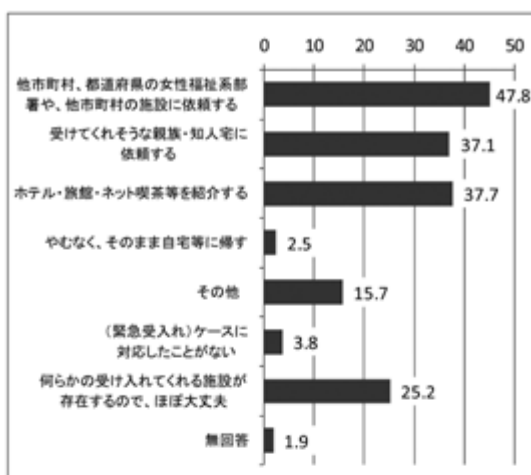
No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県の婦人相談所 (一時保護所)	69	61.6
2	婦人保護施設	2	1.8
3	母子生活支援施設	21	18.8
4	女性用民間シェルター	8	7.1
5	救護施設	0	0.0
6	無料低額宿泊所	0	0.0
7	高齢・障害分野の 緊急的な保護施設	2	1.8
8	病院	0	0.0
9	その他	10	8.9
	無回答	0	0.0
	非該当	47	
	全体	112	100.0



問21. 女性支援で、緊急受入れが必要な人が出たが、受入れ可能な施設から断られた場合、もしくは、もともと緊急受入れ可能な施設がない場合、どのような対応を取っていますか。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	他市町村、都道府県の女性福祉系部署や、他市町村の施設に依頼する	76	47.8
2	受けてくれそうな親族・知人宅に依頼する	59	37.1
3	ホテル・旅館・ネット喫茶等を紹介する	60	37.7
4	やむなく、そのまま自宅等に帰す	4	2.5
5	その他	25	15.7
6	(緊急受入れ) ケースに対応したことがない	6	3.8
7	何らかの受け入れてくれる施設が存在するので、ほぼ大丈夫	40	25.2
	無回答	3	1.9
	全体	159	100.0

累計 (n)	累計 (%)
273	171.7

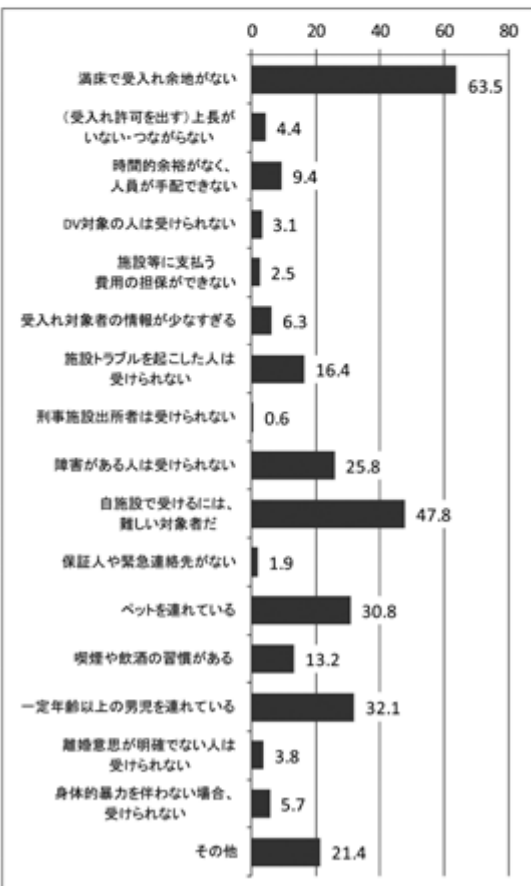


その他：「断られたことがない」5、「担当課に相談」2、「民間シェルター」2 ほか

問22. (女性支援で) 緊急受入れが必要な事例で、受入れ可能性がある施設から断られる場合、理由として挙げられるものを教えてください。...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	満床で受入れ余地がない (受入れ許可を出す) 上長がいない・つながらない	101	63.5
2	時間的余裕がなく、 人員が手配できない	15	9.4
3	DV対象の人は受けられない	5	3.1
4	施設等に支払う 費用の担保ができない	4	2.5
5	受入れ対象者の情報が少なすぎる	10	6.3
6	施設トラブルを起こした人は受けられない	26	16.4
7	刑事施設出所者は受けられない	1	0.6
8	障害がある人は受けられない	41	25.8
9	自施設で受けるには、 難しい対象者だ	76	47.8
10	保証人や緊急連絡先がない	3	1.9
11	ペットを連れてくる	49	30.8
12	喫煙や飲酒の習慣がある	21	13.2
13	一定年齢以上の男児を連れてくる	51	32.1
14	離婚意思が明確でない人は受けられない	6	3.8
15	身体的暴力を伴わない場合、 受けられない	9	5.7
16	その他	34	21.4
	無回答	12	7.5
	全体	159	100.0

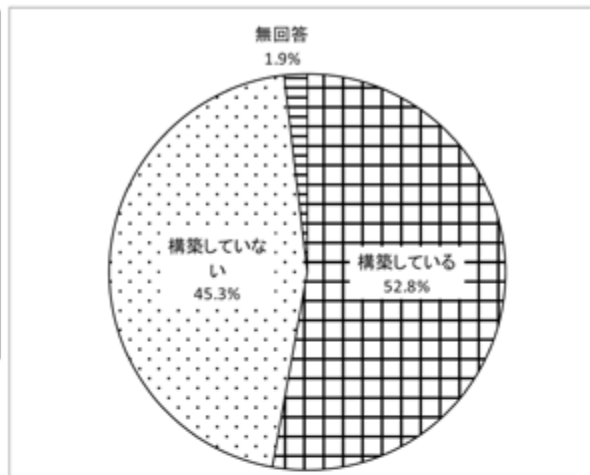
累計 (n)	累計 (%)
471	296.2



その他：「障害の程度が重い」5、「妊婦」3、「施設のルールが守れない」3、「経済力がある」2 ほか

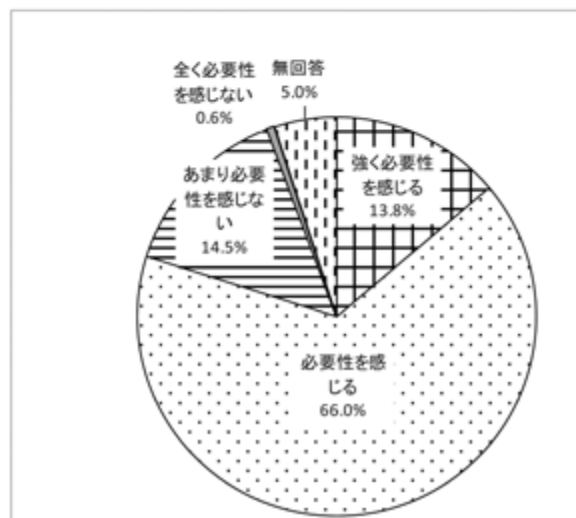
問23. 貴市区町村において、総合相談体制（窓口）は、構築されていますか。...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	構築している	84	52.8
2	構築していない	72	45.3
	無回答	3	1.9
	全体	159	100.0



問24. 総合的な相談体制の構築にあたって（まだ着手されていない自治体におかれては、総合的な相談体制の構築を想定するとき）、制度のはざまを含めて、相談者の属性を問わず緊急一時受入れ可能な施設は、必要だと思いますか。...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	強く必要性を感じる	22	13.8
2	必要性を感じる	105	66.0
3	あまり必要性を感じない	23	14.5
4	全く必要性を感じない	1	0.6
	無回答	8	5.0
	全体	159	100.0



●クロス集計【自治体種別】

※レイアウトの都合により、横向きで掲載

●クロス集計【自治体種別】

区分	図1. 県内自治体において、高齢者が利用可能な施設に、転入する高齢者の割合は、どのくらい多いか									
	合計	男性	女性	高齢者施設	特別養護老人ホーム	介護老人ホーム	認知症老人ホーム	高齢者グループホーム	高齢者住宅	その他
全体	159	2	5	43	59	34	15	1		
区分	100.0	1.3	3.1	27.0	37.1	21.4	9.4	0.6		
北海道	14	1	1	8	3	1	0	0		
青森県	43	0	1	14	21	4	2	1		
岩手県	19	0	2	11	5	1	0	0		
宮城県	83	1	1	10	30	28	13	0		
秋田県	100.0	1.2	1.2	12.0	36.1	33.7	15.7	0.0		

区分	図2. 県内自治体において、高齢者が利用できる施設は、どのくらい多いか									
	合計	男性	女性	高齢者施設	特別養護老人ホーム	介護老人ホーム	認知症老人ホーム	高齢者グループホーム	高齢者住宅	その他
全体	159	148	10	1						
区分	100.0	93.1	6.3	0.6						
北海道	14	14	0	0						
青森県	43	41	1	1						
岩手県	19	19	0	0						
宮城県	83	74	9	0						
秋田県	100.0	89.2	10.8	0.0						

区分	図3. 高齢者が利用できる施設は、どのくらい多いか													
	合計	男性	女性	高齢者施設	特別養護老人ホーム	介護老人ホーム	認知症老人ホーム	高齢者グループホーム	高齢者住宅	その他	無回答			
全体	148	89	10	103	9	96	21	25	7	11	9	34	43	0
区分	100.0	60.1	6.8	69.6	6.1	64.9	14.2	16.9	4.7	7.4	6.1	23.0	29.1	0.0
北海道	14	8	0	10	2	10	1	0	0	0	2	0	2	0
青森県	41	24	1	37	3	27	3	4	4	4	0	5	9	12
岩手県	19	13	4	9	1	13	6	10	0	4	3	3	5	7
宮城県	74	44	5	47	3	46	11	11	3	5	1	18	21	0
秋田県	100.0	59.5	6.8	63.5	4.1	62.2	14.9	14.9	4.1	6.9	1.4	24.3	28.4	0.0

区分	図4. 高齢者が利用できる施設は、どのくらい多いか												
	合計	男性	女性	高齢者施設	特別養護老人ホーム	介護老人ホーム	認知症老人ホーム	高齢者グループホーム	高齢者住宅	その他	無回答		
全体	148	33	1	58	0	30	4	5	0	0	1	14	2
区分	100.0	22.3	0.7	39.2	0.0	20.3	2.7	3.4	0.0	0.0	0.7	9.5	1.4
北海道	14	3	0	3	0	6	0	0	0	0	0	2	0
青森県	41	7	0	26	0	4	0	0	0	0	0	4	0
岩手県	19	7	0	1	0	6	0	3	0	0	0	2	0
宮城県	74	16	1	28	0	14	4	2	0	0	1	4	6
秋田県	100.0	21.6	1.4	37.8	0.0	18.9	5.4	2.7	0.0	0.0	1.4	8.1	2.7



第3. 選挙区選民、選挙区外選民の選挙区外への入居状況(単位:人)

区分	選挙区選民		選挙区外選民		選挙区外への入居状況		選挙区外への入居状況	
	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況
合計	159	43	52	46	10	28	6	78
選挙区選民	100.0	27.0	32.7	28.9	6.3	17.6	3.8	49.1
選挙区外選民	14	0	4	0	0	6	0	9
選挙区選民	100.0	0.0	28.6	0.0	42.9	0.0	64.3	0.0
選挙区外選民	43	7	14	3	9	1	23	1
選挙区選民	100.0	16.3	32.6	7.0	20.9	2.3	53.5	2.3
選挙区外選民	19	1	4	7	1	4	1	12
選挙区選民	100.0	5.3	21.1	36.8	5.3	21.1	5.3	63.2
選挙区外選民	83	35	30	21	6	9	4	34
選挙区選民	100.0	42.2	36.1	25.3	7.2	10.8	4.8	41.0

第4. (選挙区選民) 選挙区外への入居状況(単位:人)

区分	選挙区選民		選挙区外選民		選挙区外への入居状況		選挙区外への入居状況		選挙区外への入居状況		選挙区外への入居状況	
	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	
合計	159	43	52	46	10	28	6	78	2	15	18	
選挙区選民	100.0	81.1	20.8	34.6	17.6	15.1	17.0	23.3	5.0	14.5	59.7	
選挙区外選民	14	9	3	4	0	2	2	2	0	2	8	
選挙区選民	100.0	64.3	21.4	28.6	0.0	14.3	14.3	0.0	14.3	57.1	21.4	
選挙区外選民	43	35	13	17	9	8	10	13	3	10	32	
選挙区選民	100.0	81.4	30.2	39.5	20.9	18.6	23.3	30.2	7.0	23.3	74.4	
選挙区外選民	19	18	4	8	0	2	5	4	0	4	16	
選挙区選民	100.0	94.7	21.1	42.1	0.0	10.5	26.3	21.1	0.0	21.1	84.2	
選挙区外選民	83	67	13	26	19	12	10	18	5	7	39	
選挙区選民	100.0	80.7	15.7	31.3	22.9	14.5	12.0	21.7	6.0	8.4	47.0	

第5. 選挙区選民に対する(選挙区) 選挙区外への入居状況(単位:人)

区分	選挙区選民		選挙区外選民		選挙区外への入居状況		選挙区外への入居状況	
	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況
合計	159	42	57	108	0	0	0	0
選挙区選民	100.0	26.4	5.7	67.9	0	0	0	0
選挙区外選民	14	9	0	5	0	0	0	0
選挙区選民	100.0	64.3	0.0	35.7	0	0	0	0
選挙区外選民	43	10	3	30	0	0	0	0
選挙区選民	100.0	23.3	7.0	69.8	0	0	0	0
選挙区外選民	19	7	1	11	0	0	0	0
選挙区選民	100.0	36.8	5.3	57.9	0	0	0	0
選挙区外選民	83	16	5	62	0	0	0	0
選挙区選民	100.0	19.3	6.0	74.7	0	0	0	0

第6. 選挙区選民に対する(選挙区) 選挙区外への入居状況(単位:人)

区分	選挙区選民		選挙区外選民		選挙区外への入居状況		選挙区外への入居状況	
	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区選民	選挙区外選民	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況	選挙区外への入居状況
合計	159	2	5	19	56	38	39	0
選挙区選民	100.0	1.3	3.1	11.9	35.2	23.9	24.5	0.0
選挙区外選民	14	1	3	4	5	1	0	0
選挙区選民	100.0	7.1	21.4	28.6	35.7	7.1	0.0	0.0
選挙区外選民	100.0	0.0	2.3	16.3	48.8	33.3	9.3	0.0
選挙区選民	100.0	8.3	5.3	36.8	36.6	0.0	15.8	0.0
選挙区外選民	100.0	0.0	0.0	1.2	27.7	32.3	38.6	0.0

区分	計7. 異動(送付)対して、調査票を返さない	
	合計	割合
全体	159	131
100.0	82.4	17.6
0.0	0.0	0.0
区分	14	14
100.0	100.0	0.0
0.0	0.0	0.0
区分	43	40
100.0	93.0	7.0
0.0	0.0	0.0
区分	19	18
100.0	94.7	5.3
0.0	0.0	0.0
区分	83	59
100.0	71.1	28.9
0.0	0.0	0.0

区分	計7. 異動(送付)対して、調査票を返さない									
	合計	スタートアップグループ メンバー 加入割合 (%)	生活介護・ 障害施設 加入割合 (%)	障害施設 加入割合 (%)	女性DV 被害者 加入割合 (%)	虐待 加入割合 (%)	その他 加入割合 (%)			
全体	131	106	39	46	8	1	10	27	30	0
100.0	80.9	29.8	35.1	6.1	0.8	7.6	20.6	22.9	0.0	0.0
区分	14	10	1	6	1	4	3	4	0	0
100.0	71.4	7.1	42.9	21.4	7.1	28.6	21.4	28.6	0.0	0.0
区分	40	37	16	15	4	0	5	7	4	0
100.0	92.5	40.0	37.5	10.0	0.0	12.5	17.5	10.0	0.0	0.0
区分	18	12	2	2	0	0	1	4	10	0
100.0	66.7	11.1	11.1	0.0	0.0	5.6	22.2	55.6	0.0	0.0
区分	59	47	20	23	1	0	0	13	12	0
100.0	79.7	33.9	39.0	1.7	0.0	0.0	22.0	20.3	0.0	0.0

区分	計7. 異動(送付)対して、調査票を返さない									
	合計	スタートアップグループ メンバー 加入割合 (%)	生活介護・ 障害施設 加入割合 (%)	障害施設 加入割合 (%)	女性DV 被害者 加入割合 (%)	虐待 加入割合 (%)	その他 加入割合 (%)			
全体	131	81	9	17	1	0	7	13	3	0
100.0	61.8	6.9	13.0	0.8	0.0	0.0	5.3	9.9	2.3	0.0
区分	14	0	0	4	0	0	0	0	1	1
100.0	57.1	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	0.0
区分	40	32	0	4	1	0	0	2	1	0
100.0	80.0	0.0	10.0	2.5	0.0	0.0	5.0	2.5	0.0	0.0
区分	18	9	1	0	0	0	0	0	8	0
100.0	50.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.4	0.0	0.0
区分	59	32	8	9	0	0	0	5	3	2
100.0	54.2	13.6	15.3	0.0	0.0	0.0	8.5	5.1	3.4	0.0

区分	計7. 異動(送付)対して、調査票を返さない									
	合計	虐待被害者 加入割合 (%)	女性DV 被害者 加入割合 (%)	虐待 加入割合 (%)	その他 加入割合 (%)					
全体	159	93	31	19	10	32	14	47	0	0
100.0	58.5	19.5	11.9	6.3	20.1	8.8	29.6	0.0	0.0	0.0
区分	14	7	4	3	1	4	1	7	0	0
100.0	50.0	28.6	21.4	7.1	28.6	7.1	50.0	0.0	0.0	0.0
区分	43	23	6	6	3	10	2	15	0	0
100.0	53.5	14.0	14.0	7.0	23.3	4.7	34.9	0.0	0.0	0.0
区分	19	12	3	0	1	7	0	3	0	0
100.0	63.2	15.8	0.0	5.3	36.8	0.0	15.8	0.0	0.0	0.0
区分	83	51	18	10	5	11	11	22	0	0
100.0	61.4	21.7	12.0	6.0	13.3	13.3	26.5	0.0	0.0	0.0





合計	図1.5 県庁所在地以外で、生活保護受給者、緊急給付対象者及び児童福祉法による児童養育施設に収容されている児童の性別			
	男性	女性	不明	合計
159	10	35	30	27
100.0	10.1	22.0	23.9	17.0
14	5	4	3	2
100.0	35.7	0.0	28.6	14.3
43	4	19	12	3
100.0	0.0	9.3	44.2	27.9
19	11	4	2	0
100.0	57.9	10.5	21.1	10.5
83	0	4	8	21
100.0	0.0	4.8	9.6	25.3
				26.5
				32.5
				1.2

合計	図1.6 県庁所在地以外、生活保護受給者	
	あり	ない
159	108	50
100.0	67.9	31.4
14	13	1
100.0	92.9	7.1
43	34	9
100.0	79.1	20.9
19	18	1
100.0	94.7	5.3
83	43	39
100.0	51.8	47.0
		1.2

合計	図1.6-別表1 性別別、世帯別の生活保護受給者数							
	単身世帯	夫婦世帯	単親世帯	高齢者世帯	障害者世帯	高齢障害者世帯	その他	合計
108	24	43	47	13	35	33	25	28
100.0	22.2	39.8	43.5	12.0	32.1	30.6	23.1	25.9
13	8	4	8	0	4	6	1	3
100.0	61.5	30.8	61.5	0.0	30.8	46.2	7.7	23.1
34	8	11	16	1	10	11	8	7
100.0	23.5	32.4	47.1	2.9	29.4	32.4	23.5	20.6
18	7	18	4	11	3	11	5	7
100.0	38.9	100.0	22.2	61.1	16.7	61.1	27.8	38.9
43	1	10	19	1	8	5	11	11
100.0	2.3	23.3	44.2	2.3	18.6	11.6	25.6	25.6

合計	図1.6-別表2 所帯別、世帯別の生活保護受給者数							
	単身世帯	夫婦世帯	単親世帯	高齢者世帯	障害者世帯	高齢障害者世帯	その他	合計
108	13	34	25	0	6	3	8	17
100.0	12.0	31.3	23.1	0.0	5.6	2.8	7.4	15.7
13	8	2	2	0	2	0	0	3
100.0	38.5	15.4	15.4	0.0	7.7	0.0	0.0	23.1
34	7	9	9	0	4	2	2	4
100.0	20.6	26.5	23.5	0.0	11.8	5.9	11.8	11.8
18	0	18	0	0	0	0	0	0
100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
43	1	9	19	0	1	1	14	10
100.0	2.3	20.9	34.9	0.0	2.3	2.3	14.0	23.3

図17. 生活保護受給者、障害者への生活保護受給者、本人の所得割増額に該当する世帯別、世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別

合計	生活保護受給者	障害者への生活保護受給者	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員
159	62	39	48	27	23	13	43	1	
100.0	39.0	24.5	30.2	17.0	15.7	8.2	27.0	0.6	
14	0	2	4	3	0	1	8	0	
100.0	0.0	14.3	42.9	21.4	0.0	7.1	57.1	0.0	
43	10	10	16	11	12	2	10	0	
100.0	23.3	23.3	37.2	25.6	27.9	4.7	23.3	0.0	
19	6	4	12	3	2	0	7	0	
100.0	31.6	21.1	63.2	15.8	10.5	0.0	36.8	0.0	
83	46	23	14	10	11	10	18	1	
100.0	55.4	27.7	16.9	12.0	13.3	12.0	21.7	1.2	

図18. (生活保護受給者) 障害者への生活保護受給者、本人の所得割増額に該当する世帯別、世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別

合計	生活保護受給者	障害者への生活保護受給者	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員
159	133	15	24	18	13	15	73	13	20	75
100.0	83.6	9.4	16.4	11.3	7.5	9.4	45.9	7.5	12.6	47.2
14	10	1	3	0	1	0	8	1	3	5
100.0	71.4	7.1	21.4	0.0	7.1	0.0	57.1	7.1	21.4	35.7
43	34	6	6	2	6	6	16	4	3	18
100.0	79.1	14.0	14.0	18.6	4.7	14.0	37.2	9.3	7.0	41.9
19	19	2	5	4	3	4	16	3	10	16
100.0	100.0	10.5	26.3	21.1	15.8	21.1	84.2	15.8	52.6	84.2
83	70	6	12	6	6	5	33	4	4	36
100.0	84.3	7.2	14.5	7.2	7.2	6.0	39.8	4.8	4.8	43.4

図19. 障害者への生活保護受給者、本人の所得割増額に該当する世帯別、世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別

合計	生活保護受給者	障害者への生活保護受給者	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員
159	4	8	24	55	30	36	2	2	
100.0	2.5	5.0	15.1	34.6	18.9	22.6	1.3	1.3	
14	2	3	5	3	1	0	0	0	
100.0	14.3	21.4	35.7	21.4	7.1	0.0	0.0	0.0	
43	0	1	8	23	8	2	1	1	
100.0	0.0	2.3	18.6	53.5	18.6	4.7	2.3	2.3	
19	2	4	9	3	1	0	0	0	
100.0	10.5	21.1	47.4	15.8	5.3	0.0	0.0	0.0	
83	0	0	2	26	20	34	1	1	
100.0	0.0	0.0	2.4	31.3	24.1	41.0	1.2	1.2	

図20. 障害者への生活保護受給者、本人の所得割増額に該当する世帯別、世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別

合計	生活保護受給者	障害者への生活保護受給者	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員	本人の所得割増額に該当する世帯員
159	112	45	2						
100.0	70.4	28.3	1.3						
14	14	0	0						
100.0	100.0	0.0	0.0						
43	37	5	1						
100.0	86.0	11.6	2.3						
19	19	0	0						
100.0	100.0	0.0	0.0						
83	42	41							
100.0	50.6	48.2							

13. 障害者への生活保護受給者、本人の所得割増額に該当する世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別

13. 障害者への生活保護受給者、本人の所得割増額に該当する世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別

13. 障害者への生活保護受給者、本人の所得割増額に該当する世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別、世帯員別の世帯員別

表20-1(前掲) 表1注(2)の性別別(男女別)

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	112	82	16	65	46	9	19	8	23	0
区分	100.0	73.2	14.3	58.0	41.1	8.0	17.0	7.1	20.5	0.0
①政治情勢	14	12	5	14	11	4	3	6	3	5
②中絶	100.0	85.7	35.7	100.0	78.6	28.6	21.4	42.9	21.4	35.7
③中絶	37	30	6	20	15	6	6	4	5	6
④特別区	100.0	81.1	13.5	54.1	40.5	10.8	16.2	10.8	5.4	16.2
⑤その他(女子)未満	19	11	4	14	9	1	6	2	1	5
⑥その他(女子)未満	100.0	57.9	21.3	73.7	42.1	5.3	31.6	10.5	5.3	26.3
⑦特別区	42	29	2	17	12	0	4	7	2	7
⑧その他(女子)未満	100.0	69.0	4.8	40.5	28.6	0.0	9.5	16.7	4.8	16.7

表20-2(前掲) 表1注(2)の性別別(男女別)

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	112	69	2	21	8	0	0	2	0	10
区分	100.0	61.6	1.8	18.8	7.1	0.0	0.0	1.8	0.0	8.9
①政治情勢	14	9	1	4	0	0	0	0	0	0
②中絶	100.0	64.3	7.1	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
③中絶	37	26	0	5	4	0	0	0	0	2
④特別区	100.0	70.3	0.0	13.5	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4
⑤その他(女子)未満	19	10	0	5	2	0	0	0	0	2
⑥その他(女子)未満	100.0	52.6	0.0	26.3	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5
⑦特別区	42	24	1	7	2	0	0	2	0	6
⑧その他(女子)未満	100.0	57.1	2.4	16.7	4.8	0.0	0.0	4.8	0.0	14.3

表21 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	76	59	60	4	25	6	40	3	
区分	100.0	47.8	37.3	37.7	2.5	15.7	3.8	25.2	1.9	
①政治情勢	14	4	6	4	0	4	0	7	0	
②中絶	100.0	28.6	42.9	28.6	0.0	28.6	0.0	50.0	0.0	
③中絶	43	15	16	16	1	6	0	11	1	
④特別区	100.0	34.9	37.2	37.2	2.3	14.0	0.0	25.6	2.3	
⑤その他(女子)未満	19	8	6	13	1	4	0	5	0	
⑥その他(女子)未満	100.0	42.1	31.6	68.4	5.3	21.1	0.0	26.3	0.0	
⑦特別区	83	49	31	27	2	11	6	17	2	
⑧その他(女子)未満	100.0	59.0	37.3	32.5	2.4	13.3	7.2	20.5	2.4	

表22 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	101	7	15	5	4	30	26	1	41
区分	100.0	63.5	4.4	9.4	3.1	2.5	6.3	16.4	0.6	25.8
①政治情勢	14	10	1	2	0	0	1	5	0	4
②中絶	100.0	71.4	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	35.7	0.0	28.6
③中絶	43	29	3	5	2	0	4	7	0	29
④特別区	100.0	65.1	7.0	11.6	4.7	0.0	9.3	16.3	0.0	37.2
⑤その他(女子)未満	19	19	1	2	1	1	3	8	0	6
⑥その他(女子)未満	100.0	100.0	5.3	10.5	5.3	5.3	15.8	42.1	0.0	31.6
⑦特別区	83	44	2	6	2	3	2	6	1	15
⑧その他(女子)未満	100.0	53.0	2.4	7.2	2.4	3.6	2.4	7.2	1.2	18.1

表23 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	101	7	15	5	4	30	26	1	41
区分	100.0	63.5	4.4	9.4	3.1	2.5	6.3	16.4	0.6	25.8
①政治情勢	14	10	1	2	0	0	1	5	0	4
②中絶	100.0	71.4	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	35.7	0.0	28.6
③中絶	43	29	3	5	2	0	4	7	0	29
④特別区	100.0	65.1	7.0	11.6	4.7	0.0	9.3	16.3	0.0	37.2
⑤その他(女子)未満	19	19	1	2	1	1	3	8	0	6
⑥その他(女子)未満	100.0	100.0	5.3	10.5	5.3	5.3	15.8	42.1	0.0	31.6
⑦特別区	83	44	2	6	2	3	2	6	1	15
⑧その他(女子)未満	100.0	53.0	2.4	7.2	2.4	3.6	2.4	7.2	1.2	18.1

表24 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	101	7	15	5	4	30	26	1	41
区分	100.0	63.5	4.4	9.4	3.1	2.5	6.3	16.4	0.6	25.8
①政治情勢	14	10	1	2	0	0	1	5	0	4
②中絶	100.0	71.4	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	35.7	0.0	28.6
③中絶	43	29	3	5	2	0	4	7	0	29
④特別区	100.0	65.1	7.0	11.6	4.7	0.0	9.3	16.3	0.0	37.2
⑤その他(女子)未満	19	19	1	2	1	1	3	8	0	6
⑥その他(女子)未満	100.0	100.0	5.3	10.5	5.3	5.3	15.8	42.1	0.0	31.6
⑦特別区	83	44	2	6	2	3	2	6	1	15
⑧その他(女子)未満	100.0	53.0	2.4	7.2	2.4	3.6	2.4	7.2	1.2	18.1

表25 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	101	7	15	5	4	30	26	1	41
区分	100.0	63.5	4.4	9.4	3.1	2.5	6.3	16.4	0.6	25.8
①政治情勢	14	10	1	2	0	0	1	5	0	4
②中絶	100.0	71.4	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	35.7	0.0	28.6
③中絶	43	29	3	5	2	0	4	7	0	29
④特別区	100.0	65.1	7.0	11.6	4.7	0.0	9.3	16.3	0.0	37.2
⑤その他(女子)未満	19	19	1	2	1	1	3	8	0	6
⑥その他(女子)未満	100.0	100.0	5.3	10.5	5.3	5.3	15.8	42.1	0.0	31.6
⑦特別区	83	44	2	6	2	3	2	6	1	15
⑧その他(女子)未満	100.0	53.0	2.4	7.2	2.4	3.6	2.4	7.2	1.2	18.1

表26 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	101	7	15	5	4	30	26	1	41
区分	100.0	63.5	4.4	9.4	3.1	2.5	6.3	16.4	0.6	25.8
①政治情勢	14	10	1	2	0	0	1	5	0	4
②中絶	100.0	71.4	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	35.7	0.0	28.6
③中絶	43	29	3	5	2	0	4	7	0	29
④特別区	100.0	65.1	7.0	11.6	4.7	0.0	9.3	16.3	0.0	37.2
⑤その他(女子)未満	19	19	1	2	1	1	3	8	0	6
⑥その他(女子)未満	100.0	100.0	5.3	10.5	5.3	5.3	15.8	42.1	0.0	31.6
⑦特別区	83	44	2	6	2	3	2	6	1	15
⑧その他(女子)未満	100.0	53.0	2.4	7.2	2.4	3.6	2.4	7.2	1.2	18.1

表27 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	101	7	15	5	4	30	26	1	41
区分	100.0	63.5	4.4	9.4	3.1	2.5	6.3	16.4	0.6	25.8
①政治情勢	14	10	1	2	0	0	1	5	0	4
②中絶	100.0	71.4	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	35.7	0.0	28.6
③中絶	43	29	3	5	2	0	4	7	0	29
④特別区	100.0	65.1	7.0	11.6	4.7	0.0	9.3	16.3	0.0	37.2
⑤その他(女子)未満	19	19	1	2	1	1	3	8	0	6
⑥その他(女子)未満	100.0	100.0	5.3	10.5	5.3	5.3	15.8	42.1	0.0	31.6
⑦特別区	83	44	2	6	2	3	2	6	1	15
⑧その他(女子)未満	100.0	53.0	2.4	7.2	2.4	3.6	2.4	7.2	1.2	18.1

表28 (女性生活) 結婚希望者の必要となる収入、個人所得、個人所得の割合、個人所得の割合

区分	計		男性		女性		その他	備考	その他	備考
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)				
全体	159	101	7	15	5	4	30	26	1	41
区分	100.0	63.5	4.4	9.4	3.1	2.5	6.3	16.4	0.6	25.8
①政治情勢	14	10	1	2	0	0	1	5	0	4
②中絶	100.0	71.4	7.1	14.3	0.0	0.0	7.1	35.7	0.0	28.6
③中絶	43	29	3	5	2	0	4	7	0	29
④特別区	100.0	65.1	7.0	11.6	4.7	0.0	9.3	16.3	0.0	37.2
⑤その他(女子)未満	19	19	1	2	1	1	3	8	0	6
⑥その他(女子)未満	100.0	100.0	5.3	10.5	5.3	5.3	15.8	42.1	0.0	31.6
⑦特別区	83	44	2	6	2	3	2			

	合計	問23. 貴市区町村において、総合構想している		構想していない(調査事業実施中)		無回答	
		159 100.0	84 52.8	72 45.3	3 1.9		
全体							
区分							
①政令指定都市	14 100.0	6 42.9	8 57.1	0 0.0			
②中核市	43 100.0	18 41.9	24 55.8	1 2.3			
③特別区	19 100.0	5 26.3	13 68.4	1 5.3			
④その他のモデル事業実施自治体	83 100.0	55 66.3	27 32.5	1 1.2			

	合計	問24. 総合的な相対体制の構築にあたって(まだ着手されて		強く必要性を感じる		あまり必要性を感じない		全く必要性を感じない		無回答	
		159 100.0	22 13.8	105 66.0	23 14.5	0 0.0	8 5.0	5 3.1	1 0.6	8 5.0	
全体											
区分											
①政令指定都市	14 100.0	0 0.0	0 0.0	8 57.1	5 35.7	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0	1 7.1	
②中核市	43 100.0	6 14.0	6 14.0	27 62.8	7 16.3	1 2.3	2 4.7	1 2.3	2 4.7		
③特別区	19 100.0	2 10.5	2 10.5	12 63.2	3 15.8	0 0.0	2 10.5	0 0.0	2 10.5		
④その他のモデル事業実施自治体	83 100.0	14 16.9	14 16.9	58 69.9	8 9.6	0 0.0	3 3.6	0 0.0	3 3.6		



## ●属性を問わない緊急一時支援に関する自由意見・回答

※都道府県・市区町村すべてを含む

No.	自由記述欄
	<p style="text-align: center;">《属性を問わない緊急一時支援施設の必要性を感じる・今後必要になる》</p>
1	<p>様々な要因によって福祉支援につながらない制度の狭間にいる方について、緊急一時受入れ施設を含め、支援を行う施設や機関の必要性があると考えます。</p>
2	<p>緊急保護を行った後、その後の生活についての方針が決まるまでの数日間、厳しい条件なく入所可能な施設があると、本人も支援者も落ち着いて対応できると思う。</p>
3	<p>対象者の属性を問わない緊急一時受入れ施設は、包括的に支援していくために有効な手段のひとつと考えられるが、その対応方法等についても検討が必要と考えられる。 (保健福祉総務課) 高齢者に関する緊急時一時受入れ施設について、現状常時の確保がされていないことから、その都度受入れ先を探す必要が生じており課題となっている。(地域包括ケア推進課)</p>
4	<p>課題が複合している等により受け入れが難しい事例にも対応可能な施設の需要が、今後は増加すると思われる。専門性を活かした対応と同時に、地域の施設間での柔軟な対応が可能となる仕組みの必要性を感じる。</p>
5	<p>・DV支援などについて、県の機関と連携して相談を受けたことはあるが、シェルターの情報等については完全非公開のため町では把握できない。 ・今後、町内の機関等と連携して緊急一時支援を実施する体制を構築する必要があると感じる。</p>
6	<p>各分野において緊急一時受入れ施設はあると思うが、各分野のシェルターにすぐに繋がらない方(例えばDVの懸念がある母子、虐待の疑いがある家出状態の若者、自殺企図のある者など)等を支援する緊急一時受入れ施設が必要と感じる。 当課で行っている事業においては、上記のような支援対象者及び高齢、障害、傷病等を抱えた方からのシェルター利用希望も多く、事業の利用対象ではない方は、福祉サービスや民間シェルターの利用等を支援・調整することになるが、地域の福祉資源がニーズに追いついていない状況があると思われる。(保護・援護課)</p>
7	<p>本市内には、一時生活支援事業で利用できる施設がほとんどないため、大阪市内の施設に頼っているのが現状です。また、高齢者は養護老人ホームを利用できる可能性があります。病状や満床などで利用できないときに困ることがあるので、全属性の対象者を受け入れ可能な施設等があると助かります。(生活困窮、生活保護担当課記入)</p>
8	<p>DVや火災等により住居を失った方向けの一時的な受入れ施設は、庁舎内にあるものの、一室と少ないため、対象者の属性を問わない緊急一時受入れ施設があると便利である。</p>

9	<p>千葉県が設置する対象者や分野を限定しない福祉の総合相談支援機関である「中核地域生活支援センター」においてこれまで取り組んできた支援の実践事例から、以下のとおり課題を整理して意見提出します。</p> <p>1 現状</p> <p>現在の緊急一時受入れ施設は、高齢、児童、障害、女性保護等、それぞれの根拠法によって運用されていますが、その運用を柔軟にし、相互の乗り入れを可能にすることで「制度の狭間」を少なくすることがひとつの方法として考えられます。</p> <p>一方、緊急一時受入れの対象者の状況やニーズはさまざまであり、対象者の属性を問わない緊急一時受入れ施設の創設については、強い期待感があります。</p> <p>【緊急一時受入れが必要な事例】</p> <p>① DVや虐待、犯罪被害者等の避難、加害者の分離  ② 家族や同居者との不和による自宅退去  ③ 施設等での不適応により退去を求められた場合  ④ 警察で保護された者、刑の執行を猶予された者、不起訴処分となった者等で、帰住先がない又は定まっていない場合  ⑤ 滞納や近隣迷惑などによる賃貸住宅からの強制退去</p> <p>2 課題(対象者の属性を問わない緊急一時受入れ施設に求められる要件等)</p> <p>こうした様々な状況やニーズを抱える対象者を属性を問わずに受け入れるためには、以下の要素が必要であると考えます。</p> <p>① 必要に応じて介護や障害の支援が提供できること  ② お金や保証のない人の受け入れができること  ③ 家族単位(母子等)の受け入れができること  ④ 他者からの秘匿が保証されること</p> <p>また、緊急一時受入れ施設の運営に当たっては、以下の視点が必要であると考えます。</p> <p>⑤ DVからの避難等に対応するための広域行政圏(都道府県域)をまたぐ相互利用  ⑥ 緊急一時受入れとしての適切な利用期間の設定  ⑦ 緊急一時受入れで支援を完結させることなく、支援機関が当事者の中長期の生活イメージ(住まい、就労、学習、経済基盤等)を本人と共有し、継続的な支援を行うこと(短期利用であることを前提とした利用支援機関と受入れ支援機関のケースワーク機能の保証)</p>
10	<p>・介護保険第2号被保険者(40才以上65才未満)の受入を介護施設に依頼しているが、対象者からすると高齢の入所者ばかりの施設に馴染めず戸惑っていることが多く見られる。</p> <p>・DV等により緊急一時受け入れを要する場合について、女性用DV等シェルターより、障害者は一律障害福祉分野での対応を求められるが、対象者によっては女性としての支援(保護)が必要なケースもあり、対応に苦慮している。</p> <p>・DVで避難してきた女性が高齢者だと県の女性支援センターには受け入れてもらえず、高齢者施設でも自立だとなかなか受入先が見つからない。この様な事例からも対象者の属性を問わない緊急受入施設の必要性を感じる。</p>
11	<p>当該施設の必要性は感じるものの、ニーズが少なく既存の制度で対応が可能。</p>
<p>≪属性を問わない緊急一時支援施設は必要だと思うが、国の支援・体制整備等が必要≫</p>	
12	<p>国には、予算措置を含めた制度改訂を講じてほしい。</p>
13	<p>属性により配慮すべき点が異なると思うので、属性に応じた配慮ができる体制を整えておく必要がある。</p>
14	<p>生活困窮、DVからの緊急避難等分野によらずシェルターニーズは相当数あると考えている。多様化する福祉ニーズを解決するために分野毎にシェルターを運営している現行制度では、空室や予算を融通することが出来ず、効率よく利用することができない。分野によらず、利用できるシェルターを整備したいが、基礎自治体単独では財政負担上困難であることから、国主導で分野によらないシェルターの整備に向けた、補助メニューを準備してもらいたい。</p> <p>また、シェルターを一部地域のみで整備すると、近隣他市町村から要支援者が流入することから、シェルターについては都道府県が設置母体となっていただきたい。</p>
15	<p>対象者の属性を問わない緊急一時受入施設の必要性は感じるが、実際にそのような施設を運営できるような法人や受託者が確保できないと思われます。</p>
16	<p>・年齢や障害を問わずだれもが利用できる受け入れ施設が理想であるが、対象ではない方の受入れには消極的な施設が多いと感じる。</p> <p>・トラブルを起こした方の受け入れ先を探すのは困難。</p>

17	各制度での施設が満床のこともあり、柔軟な受け入れ先として、対象者属性を問わない施設の必要性は感じるが、DV被害女性や子どもなど、集団生活を行うことへの配慮や専門的支援が必要であるため、職員の配置や設備などの配慮が必要である。
18	頻度が少なく、いつケースが発生するかわからないため、常時、一次保護できる施設の確保は難しいと感じているが、緊急性・危険性を伴う場合は、対象者の情報がほとんどない状況時でも行政からの依頼に対し、施設対応が出来る。本市には緊急一時支援施設が未整備であるため、今後、ニーズの多様化、重度化していくであろう属性を問わない対象者に対する支援体制づくりや、情報共有できる機関の設置等、受入れ体制整備が急務であると感じる。
19	該当者の緊急性について、施設側(特に婦人相談所)と、福祉事務所と意見が合わず、入所を嫌がられることが度々あります。特に精神疾患のある方や、薬物依存の方については、入所が難しいことが多く、そういった方を受け入れられる体制の整った施設が必要と考えます。
20	属性を問わない受入となれば、職員のスキルが高くなければ対応が難しい。
21	・多様な属性の人を同時に受け入れるには、施設側にノウハウがないと対応が難しいという課題がある。 ・介護保険等の利用が見込まれる場合、利用料の設定を自費とするかどうかの検討・基準が必要になる。また、自費の場合、利用料の設定が必要だと思うが、基準をどのようにするか。
22	受入れ施設の資源が少ないが、恒常的に施設を維持する予算もつけられないのが現状です。
23	高齢者虐待であるか、障害者虐待であるか、DVケースであるかによって受け入れの相談のできる施設に限られる現状があるが、本人の今現在のニーズに応じて、現状に至った原因を問わず、救いの手段として柔軟に各施設を活用できるとよいと思う。都道府県または特別区全体等、広域的に、計画的に必要な施設を確保することも検討の余地があると思う。
24	町で緊急受入れを対応したケースはないが、障害を持ち、生活保護を受給している単身高齢者や、引きこもりの家族がいる高齢者など、緊急対応につながりやすい複合ケースが増えてきている。複合ケースの方は、高齢者では要介護度が低かったり、障害が軽度であったりと、ひとつの担当部署では手厚い支援ができないこともあり、制度のはざまとなっている。また、対象者本人の緊急一時受け入れ先が見つかったとしても、対象者家族の面倒を見る人がいないため、家に戻らざるを得ない状況も想定され、家族支援の視点を含めた緊急一時受け入れ施設の整備を進める必要性があると感じている。
25	今のところ制度のはざま等で緊急一時受け入れが必要なケースは出ていませんが、たとえば子どもや障がい者などはその保護者と分離されることは精神的に不安定になる原因ですので、制度をまたがって世帯構成員がそれぞれ別の施設に受け入れられることのないような緊急一時受け入れ施設は必要だと思います。
26	多子世帯や、高齢者とその子どもの世帯など現状ではそれぞれの施設(高齢者なら高齢者施設など)への入所対応となってしまう。世帯が分かれて生活することがその世帯にとって将来、自立に向けた支援につながるのかが不明。世帯で支援ができるような施設は必要だと感じる。
27	下記の施設の設置等を希望します。 ・入所後に問題行動を起こす恐れのある人を一定程度許容可能な施設(入所後に問題行動を起こした場合も含む) ・親族等の支援者がいない場合でも、自治体が身元引受人となる必要がない施設
28	男性の施設は相部屋がほとんどであり、個室対応の施設が必要。 相談実績はほとんどないが、LGBTの人を受け入れる施設が必要。
29	突発的に一時保護せざるを得ない事例が発生し、他の施設等空きがなく受入ざるを得ない場合や、高齢・障害・生活困窮・女性・子どもなど複合的な問題が絡んでいる困難なケースなどにおいては、分野を問わず相談に応じたところで緊急避難的に一時的に受け入れることは考えられる。しかし、被保護者の心身の状態に応じた生活面を含めた対応や今後のことを視野に入れた相談対応等を考えると、相談を受けたところが被保護者の属性に応じた専門性を有する施設につなぎ、そこで受入するような仕組みをつくるのが難しいのではないかと考える。
30	緊急受け入れ施設は必要と感じるが、それぞれの利用者の特性に応じた支援を行うことが難しいのではないかと感じる。

31	過疎地域で資源も少ないため、対象者が発生した場合の対応が難しい。 属性を問わない施設であれば、ある程度の広域的エリアで検討していく必要があると感じる。
32	養護老人ホームや複合型施設の空間利用や、地域の交流拠点施設に一時的に宿泊可能な部屋や人員を配置するなど出来ると良いと思う。
33	対象者の属性を問わない緊急一時受け入れ施設の必要性は感じています(あった方がよい)が、本調査にあるような分野別の緊急受入対応(今ある施設や対応)の現状との整理やすみ分けが必要。
34	<p>緊急対応を求められる事案では、どこでも受け入れてくれるのであれば…、もう少し利用要件のハードルが低ければ…と思う事はある。ただし、「属性を問う」施設であっても、利用者の負担の大きさ(人間関係などのトラブル、傷病発生など)、支援者の対応の困難さに接することが多々あるので、「属性を問わない受け入れ施設」が可能なのか、イメージすることが難しい。とりあえずの居場所とし、すみやかに利用者の属性・ニーズに合致した場所へつなぐことになるのだろうか。利用者の滞留、「収容化」が懸念される。</p> <p>メンタル、精神面での病状が深い場合など、病院との調整手段があればと思う時がある。「はざま」対応としての困難に直面する一角を占めている。「属性を問わない施設」に支援困難者の受け入れ先となると、専門分野への対応、フォローはどう実施するのか。「属性を問わない施設」とは専門性の高い内容のものか。それともその日を取り切るだけのものなのか。法外にある外国人等も同様と考えられる。一時保護できても、その先のつながり先なくば、結局支援には行き詰まってしまう、振り出しに戻る事となるのではないか。何もかもと言うより専門特化した保護先がここにあると思う。市町村レベルでやれることなのか疑問である。</p> <p>「属性を問わない受け入れ施設」の職員体制はどうするのか。多分野に精通するソーシャルワーカーや介護職員等を置くのか、それとも最低限必要な職員だけで、介護・通訳等の特別な配慮が必要な場合は外部から派遣等するのか。外部派遣の場合、連携先については施設がある程度繋がりを作っておいてくれるのか。それとも行政窓口など送り込む側が整えてから入所させる必要があるのか。「個々の事情によって」対応検討となるかもしれないが、ある程度施設の立場、立ち位置を明確にしておかないと、入所前後に混乱が起きそうである。</p>
35	住居への入居の際に必要な保証人、連絡先等が不要な一時受け入れ施設は重要なものとするが、一方で居住環境や貧困ビジネスにつながるようなケースも全国的にみとれることもあるので、利用には慎重な判断も必要と思われる。
	<p>≪属性を問わない緊急一時支援施設は必要だが、その後の支援体制が重要≫</p>
36	多種多様な属性の方が住まいを失っている現状において、また複数の属性をもつ者もいる中で、緊急一時受け入れ施設は属性を問うべきではないと考える。相談者の中には自分の状態への理解が乏しい場合も多く、まずありのまま受け入れてくれる施設が必要である。ただ、緊急一時受け入れ時は属性を問わなくても良いが、入所中に対象者の属性を判断するにあたっての検査の必要性を感じる。対象者の殆どの方は病識が無いなかで、留まることなく自分の居場所を求め彷徨い続けている。緊急一時受け入れ施設において、自立に向けてのアセスメントを実施し、行政と民間とが協働しながら次の居場所を支援していくことが望ましい。
37	<p>・緊急一時受入施設の必要性を感じるが、一時から常時へ移行できる体制があるのであれば施設を設けることは良いと思うが、常時へ移行できる体制や社会資源が確保されないのであれば、一時的施設が常時居住する施設に変わってしまうので、意味が無くなってしまう。一時も必要だが、常時はそれ以上に必要であり、一時と常時はセットで考えることが必須である。</p> <p>・年齢に関係なく、性暴力被害者を緊急時受け入れることができる施設が必要と考える。</p>
38	緊急一時受け入れが可能な施設の必要性を感じるが、その次の行き先を決めることが難しい。

<p style="text-align: center;">≪属性を問わない緊急一時支援施設の必要性を感じない≫</p>	
39	介護保険課として緊急一時保護を受け入れる(検討する)場合、高齢者虐待として通報を受けているため、対象者の属性を問わない方の受入施設の必要性はあまり感じていない。
40	生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業としては、利用実績はそれほど多くなく、現在の契約状況で支障は生じていない。他制度による緊急一時支援施設の詳細は把握していないが、現状では対象者の属性を問わない施設の必要性は感じていない(地域福祉課)。
41	既存の各種福祉制度の枠組みで対応可能と考えている
42	既存施設を活用した整備が、現実的と思われる。
43	「対象者の属性を問わない」という点は、行政になじみにくいように感じる。
<p style="text-align: center;">≪属性を問わない緊急一時支援施設ではなく、専門性のある各分野ごとの対応が望ましい≫</p>	
44	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性を問わない施設であっても、結局はすでに入所している人の多数が占める属性の人たちの色が強くなり、施設があっても入ることを拒む人がでてくるのではないか。</li> <li>・属性を問わなくても、それぞれの属性に必要な設備等を整えた施設が必要になるのではないか。</li> </ul>
45	(障がい福祉課より)事業所には身体・知的・精神それぞれの得意分野があり、属性を問わない受入はない。
46	対象者の属性に応じた対応が緊急一時受入施設には必要であることから、対象者の属性を問わず緊急一時受け入れ可能な施設は必要ないと考える。
47	高齢者や障害者への緊急受入が限定的と思われる女性母子や所持金や資産のない場合、直ぐ生活福祉課が対応している。 対象者のアセスメントを含め担当部署が対応すべきと考える。
48	属性を問わないことで、受け入れた者の安全が保たれない場合があるかもしれない、ということ。
49	当課では児童相談所や婦人相談所を管轄しているが、専門的なケアを必要とする相談者が多く、属性を問わないとした施設において、そういった相談者等に対し適切な対応ができるよう体制整備ができるのか、といった点については不安がある。
50	多分野・多機関にわたる総合的な相談体制においては、各専門の相談支援機関との連携し、適切に支援機関に依頼をすることが主な役割であり、緊急一時受け入れ施設は必要ではあるが、各分野の支援機関において整備すべき。
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の障害者や若年性認知症の方等、支援に係る課が複数ある場合、課同士の連携が上手く回れない場合がある。(高齢者福祉)</li> <li>・当日受入可能な施設に限られる実情がある。(高齢者福祉)</li> <li>・重度要介護者や徘徊する方について、対象者の属性を問わない緊急一時受け入れ施設において安全に過ごすことができるのか不安である。(高齢者福祉)</li> </ul>
52	対象者の年齢や健康状態、性別によって施設に必要な設備や対応する職員が異なるため、属性を全く問わないという施設の運営は困難と思われる。

<p style="text-align: center;">《緊急における現状の課題・現在検討中・その他》</p>	
53	夜間、土日といった公的機関が開庁していない時間帯での受け入れ体制について議論が必要である。
54	生活困窮者自立支援制度の一時保護支援事業について、県内のホームレスの人数が極めて少ないことから、実施していない。今後必要があれば事業の実施について検討したい。問3については要件を満たす施設を十分把握していないので、本県ホームページの社会福祉施設等一覧のページをご参照願いたい(別紙)。
55	複数の福祉分野にまたがる方については、積極的に受け入れていただく施設は無いようです。
56	女性保護で一時保護を必要とする場合、様々な困難を重複して抱えている場合も多く、婦人相談所一時保護所では対応できないケースもある。
57	<p>【生活保護、生活困窮者関係】</p> <p>本市内には当該施設は整備されておらず、近隣や県内・県外の無料定額宿泊所等を活用しております。生活困窮者・生活保護支援における日々の相談・支援の中で施設の必要性は認識しており、生活困窮者自立支援法での「一時生活支援事業」の実施について、現在検討を進めております。</p>
58	現時点において、対象者の属性を問わない緊急一時受入施設が必要となる事例は把握していないが、本市では、複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、総合的な相談に応じる体制の整備に着手しているところであり、今後、対象者の属性を問わない緊急一時受入施設も必要になる可能性はある。
59	福祉をめぐる課題は、複雑・多様化しており、相談支援から緊急的な受け入れまで含めて、複数の行政分野にまたがる課題のある方を総合的に支援する体制について、国の制度・施策の動向も踏まえて検討していく必要があると考えている。
60	本市では、今年度から2か年度で、総合的な相談体制の構築に向けた調査を実施しています。既存の相談支援機関では対応できていないニーズや各機関との連携やコーディネートのあり方を検討し、必要となる体制を構築してまいりたいと考えています。
61	65歳以上＝高齢者ということで高齢者施設での受け入れ調整をすることが多いが、ケースによっては救護施設やDVシェルターなどでの一時保護が適しているのではないかと思う場合があり、調整の難しさを感じている。緊急一時保護ケースの場合、明らかに重篤ではないが、一旦は病院受診が望ましいと思われるケースがあり、経済状況や家族関係などの理由で受診や入院の調整の難しさがある。→医療機関のバックアップが必要。
62	保証人を確保できない人は、ほとんどの場合アパート等に入居できない。生活保護を受けている人といえども保証人が居ないと入居は困難であるということが実態だ。
63	離島で母子保護施設や児童施設がないため、緊急時の対応時に警察が対応したケースは最終的に行政側で深夜の施設受入対応を行ったり、児童相談所に判断を委ねるケースでは電話でのやりとりの為、連携の難しさを感じる。
64	未成年の場合、緊急一時受入後の行き先が決まるのに時間がかかる。理由としては、契約行為ができず、賃貸住宅を借りることが困難であり、受け入れ先は施設入所知人・親族宅等となるが、受け入れ先との調整に時間を要するためである。また、緊急一時受入れ施設では、入所期間中、携帯電話が使用できない等ルールや日課が決まっており、その制約が我慢できないこと等を理由として退所してしまうことがある。
65	対象者の属性を問わない緊急受け入れ施設はないが、対象者の状況に応じて総合調整を図り、所管課を決定し所管課により受入を実施している。

## 卷末資料

### 3

## ヒアリング調査結果

全国で柔軟な形での緊急一時支援の実践を行っている各施設に、以下の日程でヒアリング調査を実施した。なお、ヒアリングは事務局が中心にこれを行い、事例によっては、研究委員、オブザーバーも同席した、

▶ コミュニティハウス「レオン」	北海道札幌市	訪問：2020年2月8日
▶ (涌谷町)生活支援ハウス	宮城県涌谷町	訪問：2019年11月27日
▶ シェルター(ガンパの会)	千葉県市川市	訪問：2019年12月25日
▶ 「友愛ホーム」ほか	東京都台東区	訪問：2019年12月27日
▶ 「きずなシェルター」	神奈川県藤沢市	訪問：2020年1月7日
▶ 「生活支援センター高松希」	香川県高松市	訪問：2020年1月23日
▶ 「あったかふれあいセンターアルメリア」	高知県四万十市	訪問：2020年1月24日
▶ 「わった一家」ほか	沖縄県那覇市ほか	訪問：2020年1月30日
▶ 「天理教沖縄分教会」	沖縄県八重瀬町	訪問：2020年1月29日

また、委員会において活動報告をいただいた以下の施設・団体についても、ヒアリング対象と同様に扱い、実践事例として研究対象とした。

▶ 無料低額宿泊所ほか(ふるさとの会)	東京都台東区	報告：2019年8月1日
▶ 「ひなたぼっこ」	宮城県仙台市	報告：2019年8月1日
▶ シェルター(我孫子市直営)	千葉県我孫子市	報告：2019年9月26日
▶ にしはらたんぼぼハウス	熊本県西原村	報告：2019年9月26日
▶ (社福)みんなでいきる	新潟県上越市	報告：2019年9月26日
▶ 「Kハウス」	千葉県旭市	報告：2019年10月31日

なお、ヒアリング対象施設、及び活動報告をいただいた中から緊急受入れケースの多い3施設・団体(ふるさとの会、ひなたぼっこ、我孫子市直営シェルター)の概要を、次頁以降に記載する。

施設名	コミュニティハウス「レオン」	生活支援ハウス（涌谷）	ひなたぼっこ
運営団体	(NPO) コミュニティワーク研究実践センター	涌谷町社会福祉協議会	(NPO) 全国コミュニティライフサポートセンター
所在地	北海道札幌市	宮城県涌谷町	宮城県仙台市
制度的位置付け	シェルター (札幌市生活困窮・自立相談＋一時生活支援)	生活支援ハウス（町委託） ※小規模特養内設置	・障害SS ・障害地域生活支援拠点 ・自立準備ホーム（法務省） ・一時保護委託（児童相談所） ・自主
受入れ可能人数（基本）	5部屋7人 (下宿型4部屋5人、 アパート1部屋2人)	4部屋 (個室利用4人)	9部屋 (個室利用9人)
窓口受付時間	365日 11:00～19:00	相談窓口は町の福祉課 受入れは特養なので、 一応24時間可能	24時間365日
従事者人数	責任者と相談員の2人 他事業兼任で手伝いが入るときも（食事づくり他）	日中は、責任者の課長含め、特養内認知症デイス タッフが関わる。 夜は特養の夜勤者対応。	非常勤含め12～14名で シフトを組む 日中：3～4名 夜間：1名
夜間常駐	×	○	○
支援期間上限	3ヶ月基本、最大6ヶ月	6ヶ月	上限設けていない 但し「一時支援」の旨、徹底
受入れ実績 平均滞在期間	2018年度 33件 平均 40日	年数件レベル 2018年度 3件 ※緊急以外、冬期積雪時期 に高齢者5人位受入れ	2018年度 85件 平均16.9日
受けられない人	ADL自立している人が対象 階段があるので、歩行が厳しい人、車イスは無理	今まで断ったことはない	基本、全て受ける 現在の利用者と組み合わせ が悪い場合は、相談
食事	食材提供自炊方式 週3回夜は、食事会 (スタッフが調理提供)	食事：3食 ※希望による。特養と同じもの 提供。 朝250円、昼400円、夕350円	食事：3食 ※希望による。 朝400円、昼500円、夜600円 自立準備H、一時保護委託は無料
居所・食事以外の 支援	・衣服提供 ・本人希望により服薬管理・金銭管理も ・自立相談支援 ・就労支援 ・居住支援	・ホームヘルパーの派遣は可能 ・衣服提供はない	・介護（要介護度5含む） ・服薬管理 ・場合により金銭管理 ・場合により衣服提供
本人負担	なし	所得に応じ負担額あり 他、水道光熱費、リネン代等	2,000円/日 ケア必要+500円/日 措置は無料又は該当費用



施設名	コミュニティハウス「レオン」	生活支援ハウス(涌谷)	ひなたぼっこ
相談経路	基本、JOIN(市内4団体合同・自立相談窓口)の基幹相談窓口より。 一部、自団体への直接相談あり	全て、町の福祉課経由	仙台市と関連相談機関で、2/3。ほか、保護観察所を含めた公的機関からで9割。民間支援機関・事業所や、直接相談で1割。
連携団体	自治体の生保系、障害系、税担当部署 医療機関、法テラス、弁護士、司法書士、警察 ホームレス支援機関、他の支援NPO		(依頼公的機関以外) 各支援NPO、医療機関(訪問診療含む)、介護系・居住支援事業所、民生委員、所在地の地縁団体
財源	札幌市の自立相談+一時生活支援	生活支援ハウスの助成金と利用料で問題なし	・障害ショートステイ ・障害地域生活支援拠点 ・自立準備ホーム ・仙台市からの補助金でも、採算とれていない
スタッフ資格等	資格取得は法人として推奨しているが、資格を要件とは考えていない。 むしろ、本人の意思を大事にするという考え方ができる人。こぼれおちてしまった人達にアプローチできる言葉を持つ人。		現状は、介護福祉士やヘルパー、非常勤で看護師等。 (資格必須ではない) 事業の関係で資格者も必要だが、制度にこだわらない支援を行っているので、制度目線に縛られる人は難しい。
これまでのトラブル	インテークでのアセスメント時間がなくて、詳細不明なまま回されてきてのトラブルはときどきある。 スタッフ殴ったり、薬飲みすぎでボヤ騒ぎになって、近所の人転居費用を負担したときも。	問題行動を起こす人 高齢者の不穏・精神状態への対応	女性スタッフに暴力ふるわれて、警察呼んだこととか。 目の前にコンビニがあるが、メンタル系の人では、随分迷惑もかけている。
(緊急受入れ)事業の意義等	この事業をしていたから、法人として生活困窮事業に取り組んでいけたし、4団体協働も、この事業を通じたネットワーク。 現在の法人の居住支援も、入口としてのレオンがあってのもの。	シェルターへの間のつなぎ等では、必要な事業だと思う。	基本、緊急でなければ受けない。 属性を問わない緊急のニーズはかなりある。 全ての分野を視野に入れることで、できる支援の幅が広がる。 分野別の支援は、その分野の資源しか見えていない。
その他意見等	・一時生活支援は必須化しないと広まらないと思う。 ・マスコミも含めて、福祉は清貧(ボランタリー)であることを美談にしているのは良くない。若者が継続的に働けるように(結婚も含めて)、賃金水準を考えるべき。		・緊急対応のため、常に空き部屋を確保しておくように配慮しなければならないのが大変。 ・依頼側支援機関が手を離す(丸投げ)のは、許さない。 ・他がなければ、当方は確実に受けるので、心配しないで、他の可能性のある施設等にもあたってくれるよう依頼する。

施設名	シェルター (ガンバの会)	シェルター (我孫子市)	ふるさと千束館ほか (14施設)
運営団体	(NPO) ガンバの会	我孫子市	(NPO) 自立支援センター ふるさとの会
所在地	千葉県市川市	千葉県我孫子市	東京都台東区ほか
制度的位置付け	シェルター ・自立準備ホーム(法務省)	一時生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	無料低額宿泊所、 自立準備ホーム等
受入れ可能人数 (基本)	男性用6部屋12人 (相部屋) 女性用2部屋3人	2部屋 2世帯 (男女兼用)	計323人
窓口受付時間	08:00~18:00 しかし、時間外でも対応	8:30~17:00 原則として市役所開庁時間だが、休日や時間外も対応可	基本は9:00~18:00 時間外も対応
従事者人数	常駐者なし 17:00~10:00が利用時間 土日と具合が悪い時は、1日OK その他の時間帯は法人事務所へ	1名(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談支援員と兼務)	常勤17名 非常勤48名 このほか食事提供を行う 非常勤職員等
夜間常駐	×	×	10施設 ○ 6施設 ×
支援期間上限	1週間更新制 ズルズルを防ぐため	原則3か月以内 上限6か月以内	特になし
受入れ実績 平均滞在期間	年間50~60人くらい 平均43日(2018年度) ※自立準備Hが、1/3	年間10~15世帯 平均65日(H30)	10施設(長期滞在型):3.3年 6施設(居宅生活移行支援) :3か月~半年程度
受けられない人	・家に帰れない位の認知症 ・バリアフリーでないので車イスは× ・自覚ないアルコール依存症	常駐者がいないためADLが著しく低い人 *介護保険等によるサービスを導入する場合もある	医療依存度が高い場合 (在宅診療や訪問看護で対応できない程度)
食事	食事提供有、自炊禁止 レンジ・ポットはある レトルト系食事はOK 昼は食事代を渡す	原則として自炊 配食サービス等を利用も可	10施設:3食 4施設:2食 2施設:なし
居所・食事以外の支援	・衣服提供 ・金銭管理 ・居住支援 ・つながり支援(サロン、イベント、旅行、他) ・就労支援	・衣類提供 ・居住支援 ・同行支援 ・地域の社会資源やサービスとの連携や繋ぎ	・個別支援計画の作成 ・生活介助 ・仲間づくり ・社会サービス調整 ・カンファレンス ・就労支援 ・居住支援(アフターケア有)
本人負担	生保利用できれば、 1,000円/日 資力ない人(生保×)は無料	なし	基本は保護費の範囲内で、住宅費は月額53700円~69800円、生活費は月額45000円~70000円(共に日割り有)。緊急時シェルター(無料)あり。

施設名	シェルター (ガンバの会)	シェルター (我孫子市)	ふるさと千束館ほか (14施設)
相談経路	直接相談（電話・メール等）が圧倒的に多く、9割を占める。 残り1割が、他の支援機関。	生活困窮者自立支援制度の窓口への直接相談の他、地域包括支援センター、障害担当課、児童担当課、生活保護担当、警察等から生活困窮者自立支援制度の担当窓口を経由して利用。	原則は行政機関から（福祉事務所、保護観察所、保健センター、地域包括支援センター等）。本人や病院の相談員等から依頼された場合は、行政機関の関与を求める。
連携団体	中核地域生活支援センター 市内不動産屋 病院 弁護士	・生活保護担当 ・DV担当 ・地域包括支援センター ・障害者、高齢、児童、母子担当課 ・社会福祉協議会 ・警察 ・不動産業者 ・弁護士 ・医療機関	上記行政機関等のほか、医療機関、介護事業所、社会福祉協議会、民生委員、弁護士、警察、法テラス、不動産屋等。
財源	厳しい 自立準備ホームの委託費で何とか運営できている	生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金（補助率2/3）	利用料と行政の委託費
スタッフ資格等	自分（理事長）含めて、資格者はいない (伴走型支援士はとらせている) 月1回ケースワーク含めた研修	一時生活支援事業の担当者は資格はないが、相談機関に社会福祉士2名を配置	社会福祉士等も配置しているが、法人全体の取組としては「寄りそい支援検定・研修事業」を実施。また、配属後も現場で孤立しないよう、日々の支援記録などの情報を共有し、フォローしている。事例検討会や対人援助勉強会も毎月開催。
これまでのトラブル	ほとんどない いじめが1件、タバコ等近所から通報が1件あった。あと再犯。 失踪は、年に2～3件 物壊されたりとかもない	・入居者が部屋で亡くなっていた ・部屋が血だらけになっていた ・部屋中に油性ペン等でらくがきをされた（薬物依存の入所者） ・DV遊離で入所中の女性が加害者と接触していた	他利用者の騒音、飲酒、病状の急変・死亡、逮捕拘留、利用料滞納等。 行政機関から依頼された認知症の高齢者が、帰る家がないのに「家に帰る」と飛び出してしまったこともある。
(緊急受入れ)事業の意義等	支援のはじまりとして、必須。生活能力、態度、人柄、リーダーシップの有無がわかる。 (食事を作る能力だけは、わからないが) アセスメントの時間がとれる → 支援の方向性が見える	分野に特化した緊急受け入れだけでは、絶対に取りこぼされる人が出る。第2、第3の重層的なセーフティネットとして緊急一時支援の受け皿が必要。	いわゆる「制度のはざま」にいる人や、複数の制度にまたがるニーズを持つ人の居住保障。他の施設になじめなかったり、「問題行動」で追い出された人も、まずは受け入れていく。
その他意見等	・一時生活支援も広域でやればいい。○部屋を複数自治体で、とか。 ・行政担当者に、民間を下に見ている人間が多い。もっと対等の立場で、協働を考えて。 ・行政には、一般の住民に対して理解をすすめる手助けをしてほしい。	・緊急一時支援のニーズは確実にある。地域の中でニーズが見えていないことが何より問題。 ・分野横断的な緊急一時支援を整備するとともに、分野ごとの緊急の受け皿を広げるためのアクションも併せて必要。 ・地域の中で緊急受け入れのニーズについて共通認識を持てるような官民の「学び合いの場」が必要。	・居住施設の一部として緊急受入れに対応しているが、少ない情報でゼロから支援を始めることは現場の負担が大きい。 ・分野別でない事業は行政支援が乏しい中でやっており、負担に見合った対価がなく民間のモチベーション任せになっている面がある。

施設名	友愛ホームほか (3施設)	きずなシェルター	生活支援センター 高松希
運営団体	(NPO) 友愛会	(NPO) 湘南ライフサポート・きずな	(社福) いずみ保育園
所在地	東京都台東区	神奈川県藤沢市	香川県高松市
制度的位置付け	無料低額宿泊所	シェルター ・神奈川県、藤沢市、平塚市、鎌倉市一時生活支援 (共同：2019～)	シェルター ・無料低額宿泊所 (R2.3まで) ・自立準備ホーム (法務省)
受入れ可能人数 (基本)	友愛ホーム (男性) 15人 やすらぎの家 (女性) 15人 STEP-UP HOUSE	13部屋 13世帯 (アパートタイプ)	6部屋6人 このほか、アパート借上げで1部屋 (R2.3まで4部屋)
窓口受付時間	24時間365日	24時間365日	実質24時間365日 もっとも夜中は警察くらい
従事者人数	各施設1名計3名 ※友愛ホームは 法人事務所隣接	アパートの1室が相談室 日中3名 (他事業と兼任) 全体で8名、シフト制	4人 前は夜間もいたが、 体力的に厳しい。
夜間常駐	○ (やすらぎの家は夜間いない)	×	×
支援期間上限	特にない	上限はないが、 3ヶ月～半年メド	基本3ヶ月、必要に応じ延長
受入れ実績 平均滞在期間	受入れ相談のうち、 1～2割が緊急	統計なし 3ヶ月～半年	年100人くらい (2017年度117人) 平均1ヶ月
受けられない人	特に受けられない基準はない。緊急性とか状況により判断	ADLが低すぎる (要介助者) 場合	・人の言う事を聞かない人 (支援にならない) ・薬物中毒者
食事	食事：3食 施設によるが自炊も可	原則自炊 自炊ダメな人は、 宅配や弁当利用	食事：3食 朝：パン、昼：カップ麺、ご飯 夜：調理提供 (スタッフ調理)
居所・食事以外の 支援	・介護、看護 (ターミナルまで) ・衣服提供 ・服薬管理 ・金銭管理 ・通院支援 ・簡易旅館紹介	・衣服提供 ・服薬管理、・金銭管理 ・ヘルパーをつけることもある ・居住支援 ・同行支援 ・買物代行、出産前後支援	・衣服提供 ・ケア提供以外すべて ただし、ターミナル、 看取りをすることも ・訪問介護、看護等手配 ・サロン等つながり支援
本人負担	生保が使える人は、生保の範囲 内で。15,000円残るように。 資力ない人 (生保×) は無料	生保利用できれば 住居41,000+23,000 (水熱) 資力ない人 (生保×) は応相談	なし 生保、収入確保した場合、 2,200円/日

施設名	友愛ホームほか (3施設)	きずなシェルター	生活支援センター 高松希
相談経路	7割が行政関連の依頼。 2割が他支援機関から。 1割が直接。	行政や支援機関からの依頼が多い。生活困窮・生保の窓口。次は、障害系。児童は年に数件。統計はとっていない。	直接の相談のほか、高松市の保護担当、弁護士、地裁の執行官（家賃滞納の強制立ち退き執行時等）、刑務所（更生保護）、病院等
連携団体	福祉事務所とは日頃から、定着支援センター、障害の相談支援事業所、地域活動支援センター、保健師、ケアマネ往診できるドクター トヤ（簡易旅館）	福祉事務所や地域定着支援センターとは、よく連携 社会福祉協議会、障害相談支援事業所、介護関連事業所等	不動産会社、地域包括、社協、警察、弁護士等と連携することもある
財源	訪問看護、ヘルパーステーション等併せて、トントンなければ、きつかったかも	他の事業と併せて何とかしているが、赤字が多く、ストックを食いつぶしている状況。	法人の持ち出しで事業継続している形 単体では採算とれていない
スタッフ資格等	スタッフ：ヘルパーを持っている 看護師の自分（理事長）が言うのは何だけど、資格者が嫌い。制度につなぐことを考えるから。自分たちの支援対象は、制度にかからない人たちなのに。	社会福祉士4名、介護福祉士・ヘルパー2名。 「専門にこだわらないことが、わたしたちの専門」	資格は問わない 現在の支援員には、サビ管研修受講、介護士資格保有者がいる
これまでのトラブル	トヤの宿泊費、当方負担で入れたのに、物壊しまくって出て行った。→トヤに補償した虐待児童引き受けたら・・・その親がTVの人探し番組で子どもを探してた→TV局に「事情わかってるのか！」とクレーム	アセスの問題で、入ってから、無理なことがわかる（ADLが低すぎる）人もいる。 入居者が、窓から外にPETボトル投げまくってたり、知的な問題のある人が、近所の中学生を脅したりということがあった。	・居住支援対象の利用者の失踪 ・居住支援対象者の部屋破損 ・他の利用者から借金 ・深夜、無低建物の玄関ガラスを壊して知人を招き入れる ・その他、諸々
(緊急受入れ)事業の意義等	緊急で受け入れなければ困ってしまう人がいて、受け入れ可能な状況であれば受け入れるだけのこと。	ニーズ判断は難しい。依頼が重なる不足するが、余っているときも多い。 シェルターについて言えば、各市が、5部屋くらいのシェルターを持つべき。そうすれば、隠れているニーズが出てくる。特化したシェルターは使いにくい。	その日引き取って、宿泊できる場所があるということは重要
その他意見等	・生活相談員のレベルは、周囲の支援団体と比べても非常に高いと思っている。 ・質を担保するために、これ以上（規模を）大きくしない。考え方を伝えるには、スタッフの数も限度がある。 ・（国に）制度化の際には、選択肢の余地を残してほしい。環境を変えざるを得なくなるのは困る。	・属性を問わない受入れは、大規模ではできない気がする。「人が増えると理念が薄れる」うちでは、8～10人で共有できる上限。 各町に1～2ヶ所小規模なところで、数を増やす形ではないか。 ・役所の担当者によっては、下請けのように話してくる人がいる。対等に話して欲しい。	・このような事業に役立てる補助・支援事業が欲しいが、事務処理（申請・実績報告）に手がかかるような報告を求められるものは、できない。 ・自治体の事業への理解。 ・切実に、スタッフに常識的な給与を支払えるだけの財源。 ・スタッフ不足。継承者問題。

施設名	あったかふれあいセンター アルメリア	わった一家ほか (8棟)	天理教沖縄分教会
運営団体	(社福) ほっとハート	(NPO) 愛さん会	(一社) ウバンナ
所在地	高知県四万十市	沖縄県那覇市ほか	沖縄県八重瀬町
制度的位置付け	あったかふれあいセンター	シェルター ・沖縄県、那覇市一時生活支援 ・自主	シェルター ・沖縄県一時生活支援
受入れ可能人数 (基本)	1部屋 ※サロン開催の部屋共用	アパート、一軒家借上げ 計28部屋 (原則1人1部屋)	4部屋 ※教会施設の余裕部屋を利用 最大5~6組
窓口受付時間	基本09:00~16:00 (月、火、金、土、日) ※緊急であれば、別対応	09:00~17:00 受入れ自体は時間外も	24時間365日 実際は、行政の 窓口営業時間がほとんど
従事者人数	6人 緊急受入時は夜間2名体制	常駐者はいない 「わった一家」だけは、法人事務所隣接なので、昼間はいる。	代表と奥様、奥様の両親で 最大4人 日中は、Vo的に知人が お手伝いのときも
夜間常駐	○	× 電話連絡は24時間可能	○
支援期間上限	なし	3ヶ月、状況により延長	なし
受入れ実績 平均滞在期間	年数件レベル 平均2~3泊	2018年度102件 平均2~3ヶ月	常時3~4人 年20~30件? 平均2~3ヶ月 母子世帯は長くなる
受けられない人	今まで断ったことはない DVは、別施設がある	原則、自立している人対象 ・精神の重い人、ADL低い人、 車イスは難しい	・暴力的傾向がある人 ・ADLが低い人 (トイレに自力でいけるか)
食事	食事:3食	食事は自炊 ※できない人は、加工食品 (レトルト食品、缶詰め類 中心に提供)	食事:3食 ※希望者。3食で500円
居所・食事以外の 支援	・衣服は必要に応じ ・服薬管理・金銭管理するほど 長期滞りがいない (金銭も持ってない状態)	・衣服提供 ・本人希望により服薬管 理・金銭管理することも ・病院等同行 ・居住支援	・衣服提供 ・服薬管理・金銭管理すること も ・居住支援(保証人も) ・サロン、交流会等のつながり 支援
本人負担	なし	なし 生保、収入確保した場合 1,500円/日	一時生活支援の場合、なし 生保、資力ある人 1500円/日(食事付)

施設名	あったかふれあいセンター アルメリア	わった一家ほか (8棟)	天理教沖縄分教会
相談経路	四万十市やその周辺の福祉事務所、社会福祉協議会、県保健所等から。 市を経由していない場合は、市の高齢者支援課に連絡。	基本的に依頼元は、パーソナルサポートセンター、那覇市保護課女性相談室 直接相談も多少はある。	依頼元は、パーソナルサポートセンターが多く、ほか八重瀬町周辺市町村・社協、県福祉事務所、病院のMSW等
連携団体	四万十市、周辺市町村の福祉系部署（地域包括含む） 警察署、保健所 社会福祉協議会 教育委員会	パーソナルサポートセンター中心だが、不動産会社、地域包括と連携することもある	パーソナルサポートセンター 社会福祉協議会 不動産屋、一部の大家さん
財源	件数が少ないので、採算に影響はない。 件数が増えれば別だが。	単体では、全く採算とれていない。 一時生活支援のお金では、家賃さえも賄えていないところも。	法人の他の事業も含めて、何とかやれている
スタッフ資格等	看護師と保育士、調理師がいる。 拠点（あったかふれあい）としての資格者配置は考慮しているが、現在の配置が必須とは考えていない。	資格は問わない	
これまでのトラブル	本人が希望していた行先のアパートが決まった後、引越直前に失踪した。	失踪はときどき。 ホームレスの人を受け入れたら、ダニを持ち込まれて大騒ぎになった。あのときは駆除費用も結構かかって、ふんだりけったり。 その後、衛生面は気をつけている。	アセスメント情報の問題で、結果的にADLの低い人を預かることになり、奥さんに多大な負担をかけた。 他の利用者に強く宗教勧誘をした人がいた・・・ 他の利用者等知り合った人から、お金を借りまくった人
(緊急受入れ)事業の意義等	依頼数は多くないけれども、絶対に必要な事業。 普通の高齢者施設でも、お風呂はあるわけだし、その気があればできると思うが。	ニーズは増加している。 最近の傾向としては、家族単位の受入れ依頼が多い。 DV被害での相談も増。	児童相談所や女性相談所だと（支援対象として）外れる人が多い。誰でも支援するというものは必要。 融通のきく、フレキシブルな対応ができる支援機関が必要。
その他意見等	年に1人でも2人でも、該当するような（緊急受入れ）相談があるのであれば、それに対して、用意をしておく必要があると思う。	・人が常駐できれば支援の幅が広がると思っているが、これ以上、自分たちで（負担を）持つのは無理。 ・スタッフに正当な給与が払えるようになれば。 ・（自治体担当者に）最後まで責任持って、面倒をみてほしい。投げないで。	・基礎自治体の「関与の意識」が重要。 個々の支援機関の頑張りではなく、明確に関わりを表明した行政のバックアップが必要。 ・緊急を含む一時生活支援からの出口支援は、民間だけでは厳しい。 ・大家さんを安心させるような居住支援策

厚生労働省令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)

**「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に必要な  
緊急一時支援に関する調査研究事業」報告書**  
**緊急一時支援の必要性と今後の在り方**

---

発行日 2020年3月30日  
編・発行 特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)  
〒981-0932 宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1F  
TEL 022-727-8730 FAX 022-727-8737  
<http://www.clc-japan.com/clc/>

---

制作 (有)七七舎  
装丁 石原雅彦  
印刷 (株)ファーストワン